
平成26年 第2回 6月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第2日)

平成26年 6月12日 (木曜日)

議事日程 (第2号)

平成26年 6月12日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 3 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 4 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第2～日程第4 質疑・討論・採決)
- 日程第 5 承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第9号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第5～日程第6 質疑・討論・採決)
- 日程第 7 第26号議案 平成26年度中間市一般会計補正予算 (第1号)
(日程第7 質疑・委員会付託)
- 日程第 8 第27号議案 中間市市税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第28号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
(日程第8～日程第9 質疑・委員会付託)
- 日程第10 第29号議案 消防救急無線デジタル設備及び高機能消防指令センター設備の購入について
(日程第10 質疑・委員会付託)
- 日程第11 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 堀田 英雄君 | 2 番 植本 種實君 |
| 3 番 田口 善大君 | 4 番 小林 信一君 |
| 5 番 宮下 寛君 | 6 番 青木 孝子君 |
| 7 番 田口 澄雄君 | 8 番 掛田るみ子君 |
| 9 番 草場 満彦君 | 10 番 中尾 淳子君 |
| 11 番 山本 慎悟君 | 12 番 佐々木晴一君 |

13番 安田 明美君
15番 原田 隆博君
17番 井上 太一君
19番 米満 一彦君

14番 中野 勝寛君
16番 下川 俊秀君
18番 片岡 誠二君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	行徳 幸弘君
教育長	………	増田 俊明君	総務部長	………	白尾 啓介君
総合政策部長	………	柴田精一郎君	市民部長	………	高橋 洋君
保健福祉部長	………	白橋 宏君	建設産業部長	………	後藤 哲治君
教育部長	………	松尾 壮吾君			
環境上下水道部長	………				永野 博之君
市立病院事務長	…	芳野 文昭君	消防長	………	須本 弘幸君
総務課長	………	園田 孝君	財政課長	………	田代 謙介君
安全安心まちづくり課長	………				村上 智裕君
企画政策課長	………	藤崎 幹彦君			
住宅都市交通対策課長	………				佐伯 道雄君
課税課長	………	貞末 孝光君			
人権男女共同参画課長	………				蛙田 由美君
こども未来課長	…	船津喜久男君	福祉支援課長	………	藤田 宜久君
介護保険課長	………	小南 敏夫君	健康増進課長	………	岩河内弘子君
土木管理課長	………	藤田 晃君	都市整備課長	………	間野多喜治君
環境保全課長	………	安徳 保君			
学校教育課長	………	片平 慎一君	市立病院課長	………	末廣 勝彦君
消防本部総務課長	………				新垣 賢司君
予防課長	………	林 誠志君			

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書記	岡 和訓君
書記	船元 幸徳君	書記	熊谷 浩二君

— 一 般 質 問 — (平成26年第2回中間市議会定例会)
平成26年6月12日

NO. 1

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
佐々木 晴 一	中間市の更なる発展と人口増加の対策について 去る5月8日、元総務大臣の増田氏が座長を務める「日本創成会議」が、消滅の可能性のある自治体を発表し、話題になっています。2040年までに、今ある1,800の自治体が、896の自治体に減少するそうです。中間市も当然、“消滅の可能性のある自治体”に入っています。これは、あくまでも日本創成会議の試算といえども、軽視できるものではありません。 松下市長は、中間市を更に発展させ、更には人口の増加を図るための対策をどのように考えておられるか、所見をお伺いいたします。	市 長
	中間市の就学援助制度の利用について 憲法第26条の「義務教育の無償化」及び教育基本法第4条に基づいて実施されている就学援助制度の支給対象者の割合は、2012年に全体の15.6%と過去最高を記録したそうです。にもかかわらず、2013年ユニセフと国立社会保障・人口問題研究所が発表した「先進国における子どもの幸福度」の調査によれば日本は総合6位ですが、物質的な豊かさでは30ヶ国中21位という低さでした。 物質的支援といえば就学援助制度がありますが、中間市の場合、小学校入学あるいは中学校入学時に、就学援助制度を利用するために市民の方が申請しても、支給されるのは入学式を終えた7月です。 子どもを産み育てやすい街にするためには、支給日を入学式前に改めるべきだと思いますが、教育長の所見をお伺いいたします。	教 育 長
下 川 俊 秀	市職員の自治会加入について 今年2月に市職員を対象に実施した自治会加入率状況アンケート（回答率91.2%）によると、回答のあった426人のうち、自治会に未加入の職員は100人で、23.5%の職員が自治会に加入していないという結果が出ています。この結果について、どのように考えておられるか伺います。	市 長 副 市 長
草 場 満 彦	新日鐵堰改修工事と、中島自然再生事業について 2つの事業の進捗状況をお伺いします。	市 長
	中間市地域公共交通会議について ①いままでコミュニティバスの検討会を4年にわたり開催してきた。方向性の結論が出ないままに、今回の交通会議が設立をされた。このことを踏まえ、交通会議設立の目的をお伺いしたい。 ②第1回の交通会議が5月20日に開催された。会議内容をお伺いしたい。	市 長
掛 田 るみ子	高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種について 公明党は、高齢者を肺炎から守るため、予防ワクチン接種に国の財政支援を求めてきました。政府は、成人用の肺炎球菌ワクチンを自治体が行う「定期予防接種」に加えることに決めたと聞いております。10月からの実施に向けた本市の取り組みについてお伺いします。	市 長
	健康マイレージ事業について 健康診断の受診やスポーツなど健康づくり事業への参加で、ポイントをためると特典が利用できる「健康マイレージ」の取り組みが注目されています。医療費や介護費の抑制にもつながる事業であり、本市でも実施すべきと考えますが、ご見解をお伺いします。	市 長
	ふるさと納税制度について ふるさと納税制度が始まって約7年になります。これまでの本市への寄付金の実績と他市への寄付金額及び税額の控除額など本市の状況をお伺いします。	市 長

— 一 般 質 問 (平成 2 6 年第 2 回中間市議会定例会)
平成 2 6 年 6 月 1 2 日

NO. 2

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
田 口 澄 雄	市職員の人事評価制度について 人事評価制度の係長職までの範囲の拡大が始められました。公務職場における人事管理のあり方について、市長の見解を伺います。	市 長 関係部課長
	非正規職員の実態とその対応について 日本全体では、非正規職員の割合が 4 割にも達し、そのことが国内需要の低迷と、それによる経済の指標である GDP の低下をもたらし、世界からは「空白の 2 0 年」と呼ばれています。公務職場の中間市でも、この実態は同様です。 非正規職員の対応について、市と市長の見解を伺います。	市 長 関係部課長
青 木 孝 子	介護保険制度について 国は「医療・介護総合法」によって、平成 2 7 年度から医療や介護サービスを縮小する計画です。介護保険制度について、以下 3 点について伺います。 ①要支援 1 ・ 2 の人を対象に訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）を介護保険給付の対象から外し、市町村が行う「地域支援事業」に移行しようとしています。中間市での要支援者への介護サービス体制はどうなるのか、所見を伺います。 ②特別養護老人ホームに入所できる人を原則「要介護 3 以上」に限るとしています。「介護難民」が地域にあふれ、介護が必要な高齢者のみならず、家族の介護負担を一層深刻にし、現役世代の介護離職などをさらに増やすことにもなります。介護保険制度の「家族介護から社会で支える介護へ」のスローガンに逆行するものと考えますが、所見を伺います。 ③地域包括支援センターの業務は、6 5 歳以上の全市民が対象です。また、平成 2 7 年度の介護保険制度の改定で、地域包括支援センターの業務が増えることは必至です。人員を増員し、地域包括支援センターの充実を図るべきではありませんか。所見を伺います。	市 長 関係部課長
	中鶴地域の住環境整備について 人口減の解消、若い人たちの定住が求められる中、都市整備計画は重要課題のひとつです。老朽化した中鶴県営住宅や市営住宅の住環境整備の進捗状況について、所見を伺います。	市 長 関係部課長
宮 下 寛	J R 筑前垣生駅の無人化について 子どもたちの下校、また女性の仕事帰り、さらには外出等の帰宅時間が遅くなった際、暗い駅舎内での不安の声が住民から出されている。ぜひ駅員を残してほしいとの要望が出されている。市民の安全を守るべく市の対応はどのように考えられているのか伺いたい。	市 長
	コミュニティバスの運行について 5 月 2 0 日、第 1 回目の地域公共交通会議が開催された。地域から歓迎の声が大きく挙がっている。 さて、南校区からの強い要望により、南校区を先行するということであるが、底井野校区（川西地域）からも早期実現の声が挙がっているが、中間市全体の交通体系との関連からどのように考えているか伺いたい。	市 長

— 一 般 質 問 (平成26年第2回中間市議会定例会)
平成26年6月12日

NO. 3

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指 定 答 弁 者
安 田 明 美	学童保育施策の拡充について 共働き家庭や一人親家庭の小学生の放課後及び学校休業中に安全で安心な生活を保障する学童保育は、働きながら子育てをする保護者にとっては、欠かせない施設である。次の三点について伺います。 ①対象児童を小学6年生まで引き上げることについて ②学童保育指導員の資格取得の現状について ③子ども・子育て会議の進捗状況について	市 長
	障がい福祉サービスについて 障がい福祉サービスを利用するにあたり、認定が必要となる「障害程度区分」が障害者総合支援法の改正により、今年4月から「障害支援区分」へと見直すことになりましたが、どのような給付基準になったのか伺います。	市 長
小 林 信 一	親子方式による中学校の完全学校給食について 平成26年9月より、保護者の期待に応える中学校の完全給食が実施されます。その実施に向けて、着々と準備が進められていることと思いますが、給食の開始とその後について、次のことをお尋ねします。 ①中学校の給食費（月額4,800円）は、消費税10%に対応しているのか。 ②食物アレルギーに関して、「1学期中に調査をし、可能な限り除去食・代替食で対応する」とあるが、学校現場（学校長、栄養士）との確認はどの程度なされているか。 ③作業計画によると、8月までは教職員、保護者、生徒、施設面等について具体的な内容が明記されているが、9月以降は特別に記述がない。親子方式による学校給食は初めての試みであり、給食の提供を開始して、少なくとも年度内は問題点・課題を把握して改善を図る必要がある。そのため、（仮称）給食検証委員会設置の予定はあるのか。 「安全・安心」の学校給食を提供するために、万全を期して事を進めていただきたいと思います。教育長の所見をお伺いします。	教 育 長

議 案 の 委 員 会 付 託 表

平成 2 6 年 6 月 1 2 日

第 2 回 中 間 市 議 会 定 例 会

議 案 番 号	件 名	付 託 委 員 会
第 2 6 号 議 案	平成 2 6 年 度 中 間 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)	総 合 政 策 産 業 消 防
第 2 7 号 議 案	中 間 市 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例	市 民 厚 生
第 2 8 号 議 案	中 間 市 火 災 予 防 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例	産 業 消 防
第 2 9 号 議 案	消 防 救 急 無 線 デ ジ タ ル 設 備 及 び 高 機 能 消 防 指 令 セ ン タ ー 設 備 の 購 入 に つ い て	

午前 9 時58分開議

○議長（堀田 英雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

おはようございます。明政クラブの代表佐々木晴一でございます。質問通告書に基づきまして、まず、中間市のこれからのさらなる発展と人口増加対策について、松下市長に質問をさせていただきます。

先月の5月8日、元総務大臣であり、岩手県知事でありました増田寛也氏が座長を務めておられます日本創成会議が、消滅の可能性のある自治体というものを発表し、今、話題になっております。それによりますと、2040年までに現在約1,800ある自治体が、2040年には896の自治体に減少するというものです。

当然といえますか、やっぱりなという思いですけども、中間市もその中に、消滅の可能性のある自治体に入っております。日本創成会議の試算といえども、軽視できるものではありません。

日本創成会議のもくろみ通りならないようにするためにも、中間市のさらなる発展と人口増加対策を図っていかなければなりませんけども、松下市長におかれましては、さらに中間市を発展し、人口増加対策においては決意していらっしゃると思いますけども、そこで市長の所見をお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

お答えをいたします。全国1,800余の市町村が将来消滅すると、大体半数近くが消滅するというような話ですが、私に言わせれば、全国の自治体が半減すれば、この日本の国自体が崩壊するんじゃないかと、そんなふうに思っているところでございます。

人口減問題は自治体も頑張っていかなければいけませんけれども、国を挙げての大きな問題だと、そのように認識をいたしております。しかしながら、その影響、まさに受け

るのは当市のような小さな市町村、これが先にその影響を受けてくるわけでございます。そういう意味も含めまして、しっかりその対策をとっていかねばいけないと、そのように思っているところでございます。

現状の出生率が続きまして、総人口の減少に伴う人口構造等々の変化によりまして、社会保障費の増大や経済規模の縮小、また、国際競争力の低下などが国内経済の停滞、税収減等々を誘因し、本市も当然その影響を受けるところでございます。財政運営上におきましても憂慮すべき問題になるということは当然明白なことでございます。

そのような中、やはりしっかり自立した持続可能な財政基盤のもと、今後におきましても、本市が健全な財政運営を続けていくためには、人口問題に本当に真剣に取り組みながら、問題解決につながる有効な政策を積極的に取り組んでまいる所存でございます。

当市におきましても、少子化の、人口減の急速な進展を抑制することはもちろん、また、若年層の世代を中心とした流入人口の増加や定住の促進、また、それに伴います地域社会の活性化など、魅力あるまちづくりこそが人口増加につながる戦略としての認識に立っております。

総合的な政策を展開をし、住んでよかった、また、住んでみたいと思われる、そのような中間市のまちづくりに一生懸命取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

また、今後の国の動向も注視しながら、効果的な政策に対しまして、重点的かつ集中的に取り組んでまいりたいと、そのように思っております。国のほうも少子化対策、人口減対策に今度予算を使うという話でございますので、そのような流れをしっかりと捉えながら対策を取っていききたいと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

統計なかま平成25年度版を見ていきますと、国立社会保障・人口問題研究所の資料によって将来の推計人口というものが出されております。この日本創世会議ももとなったその資料は、この国立社会保障・人口問題研究所の資料が大もとになっているみたいですけども、これにおいても書いておりますけども、2040年、中間市は2万8,249人になるということを書いております。

今、2014年ですけども、2020年には4万人を切って3万9,000人になると出ております。2万8,000人ということになってきますと、思いだされるのは昭和37年、大正鉱業が破綻しかけようとしてるとき、39年に大正鉱業は閉山しましたが、37年に中間市は財政再建準用団体に指定されております。3万4,000人まで落ち込んで、あげく、今で言う赤字再建団体、そういう団体に指定されたということになってきました。

50年代にもそういうことがあったみたいですけども、しかし、当時の添田市長は、宅

地開発とダイエーの誘致などに成功し、大きく中間市を5万人の町にしていきました。

しかし、こうして今再び下降気味になっている中、何か大きい対策を打ち出さなければなりません。しかし、かと言ってあまり荒っぽいことをしていきますと、かつてのような憂き目も遭うわけでございますけども、そういう開発に走ったあげく、昭和41年には市役所の幹部の方が贈収賄で逮捕されるという憂き目も遭っております。

そのようなことにならないためにも、財政再建団体にならないようにしながらも、そして安全な方法で中間市を発展させていかななくてはならない。これは急務ですけども、そのポイントとして、私が考えますのは、日本創世会議も何を基準として消滅の可能性のある自治体をこうして出していったかという、20歳から39歳までの女性人口に着目した出生率から出しているというんです。そして、消滅するかしないかの瀬戸際は、女性人口をいかに自治体の中につなぎとめることができるまちなのかどうなのかが鍵だという報告を受けております。

それを見ていきますと、統計なかまを見ていきますと、自然動態、産まれ亡くなる人、これはずっとそんなに変わらないんです。それで、社会動態、転入と転出、これは平成23年度からかなり落ち着いてきて、転入も転出もそう大きく差もなく、落ち着いてきておりますけども、転出はずっと過去の歴史、そんなに大きな変化はないんです。しかし、転入が平成15年あたりから、やはりぐっと落ちてきた。そのために今の人口になってきたと思うんですけども。

そこでお聞きします。現在、正確じゃなくても結構ですが、推計人口で結構ですが、現在の中間市の人口をお聞かせください。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

人口ですか。

○議員（12番 佐々木晴一君）

はい。

○市長（松下 俊男君）

全体の。

○議員（12番 佐々木晴一君）

はい。

○市長（松下 俊男君）

4万4,100人前後でございます。

○議員（12番 佐々木晴一君）

4万2,100人——そうですか、4万4,000人。私、ネットで見ましたら推計人口は多分4万2,000人ということで出てるんです。来年、国勢調査だから、はっきりと

そこら辺のとこするんじゃないかと思えますけども。

もう一度、私、ネットで見たら、推計人口は4万2,000人と出てたんですけど、本当に4万4,000人、今のは大丈夫ですか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

住民基本台帳の人口と、ちょっと……。

○議員（12番 佐々木晴一君）

実際に住んでいらっしゃる方は違いますよね。

○市長（松下 俊男君）

そういうことには……。

○議員（12番 佐々木晴一君）

国勢調査をしないことにはわからないということですね。わかりました。

○議長（堀田 英雄君）

発言があるときには挙手してください。どうぞ。

○議員（12番 佐々木晴一君）

失礼しました。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

そういうこともありますから、ポイントは転出を防ぐことも大事ですけど、転入に対する政策、これをいかに打ち出すか。転入によっても、若年層を主体とするか、高齢者を主体とするかが大事だと思うんですけども、市長はこれから先、そういうポイントとしては若年層の転入、また、転出においてもそうかもしれませんが、転出防止においても若年層をターゲットとするのか、高齢者をターゲットとしたいのかを、ちょっとそこだけ。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

人口減少の問題でございまして、当然、お年寄りを大切にしながら、その中で、やはり若い方がこの中間市に住んでみたい、そのようなまちづくりに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

ありがとうございます。

人口増加対策であり、出て行かないようにしていく方策としては、やはりこれを見ても、転出者の大半は、半数は北九州市なんです。入ってくるほうも北九州市からが多いんですけども、より北九州市から入ってきて、また、ほかからも入ってきてもらうようにして、出て行かないようにしてもらうためには、やはり徹底した北九州市との差というものをいろいろ打ち出していかなきゃならないと思うんですけども。

中間市のいいところは、当然、保育料が安い。これは何ととっても北九州市は太刀打ちできないことです。そしてまた、乳幼児医療においても、中間市は入院は北九州市も同じ中学校3年までですけども、通院は中間市は小学校3年まで、北九州市は就学前までということで差がついております。

こういった差、もっとこの差をつけていけば、通院においても小学校6年まで、中学校3年までということにしていけば、さらに格差が生まれるんじゃないかと思います。市長も、その点も、ぜひとも乳幼児医療もより充実考えていただきたいんですけども。

コミュニティバス、今、目前と迫っております。空き家対策もありますけども、高齢者の方が自分の家を売って、ほかのまちの施設に行ってしまうというのも防ぐための、やっぱりコミュニティバスがより充実しなくてはなりません。これ、大体いつぐらいになりそうですか、市長。

○議長（堀田 英雄君）

どなたですか。柴田部長。

○総合政策部長（柴田精一郎君）

お答えします。ただいま公共交通会議というのを開催をいたしております。その中で、今から委員さんのほうに議論をしていただくということになりますので、その推移を見ながらということになりますので、今、いつ導入できますというようなお返事はできません。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

わかりました。

中間市、子どもを産み、育てやすい町としていくためには、もう一つ、学童保育というのも充実図っていかなくてはなりません。つい先日、北九州市は学童保育の変形型でしょうか、学習塾教室というのを始めた。学校が終わって、空いた教室でボランティアで学生たちに塾の先生を無料でしてもらいながら、子どもたちに勉強を教えてもらって、学力の向上を図っていくと。こういったことも学童保育の変形版として中間市も取り組んでいくべきじゃないかと思いますけども。いいところは何でも取り入れていただきたい。

そして、中間市は学童保育、6時までですよ。これを8時までぐらいに延長していただく。そしたら、働く共稼ぎのご夫婦も、本当に中間市はいいなということで、北九州市に住むぐらいだったら中間市に住もうかということになっていくかと思います。そういっ

たことも考えていただきたい。

そしてまた、私はぜひともやっていただきたいのは、こういった転入者対策で非常に今意欲的なのが、お隣の隣の芦屋町なんです。芦屋町、こういうビラもつくっているんですけども、どういったビラかという、芦屋町の中古住宅を購入して建て替えると最大100万円と、これを補助しますと。そして、定住促進奨励金と合わせて最大145万円渡しますと、これを打ち出したわけです。前は金利だけだったと思うんですけど、今回は大きく、この春からこういうものを現金であげますということを言っていますから、これはもう太刀打ちできないような、本当にすごいアピール度ですね。

中古住宅を買って、それを壊して新築に建てていくと最大145万円もらえるという政策、こういったことも中間市大胆にやっていかないと、やっぱり転入者をほかのまちに取られていくと思うんですけども。市長も、ぜひともこういったことも考えていただきたいんですけども、市長どうでしょうか。こういったことを考えていただけないでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私、初めて聞くんですが、芦屋町が100万円とか……。

○議員（12番 佐々木晴一君）

145万円。

○市長（松下 俊男君）

145万円。すごいお金を出すということでございます。

私は、近隣が同じようなことをすれば、芦屋町のその効果っていうのは何もなくなるわけでございます。そうでしょ。近隣が同じようなことをすれば。

いたずらに、そういう、うちは幾ら出します、こっちはこう出しますという、そういうあたりでやり合えば、しのぎを削るようなことになれば、これはもう大変なことになるわけでございますけど。

芦屋——岡垣も少しやっているようでございますが、近隣がそういうことをやり出せば、当然、中間市も指をくわえて見てるわけにもまいりませんので、それなりのことはしっかり対応していかなければいけないという思いはございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

次は、ほかがやっていない、絶対やっていない対策として私考えているんですけども、中間市、いろいろ暮らしの便利帳とかいっぱい、読めば本当にいい情報ばかりです。

つい先日は、「なかまウォーク」という、こういうものをつくっていただいて、これを見ると本当によくこれだけ勉強されたと、中間市歴史民俗資料館友の会の方と職員の方が

手を合わせてつくったみたいですが、本当によく尽力されたと思って、本当にできがいいです。こういったものとか、歴史において、中間市の歴史を知ってますかと、こういったことも、本当にいい書籍、いろいろつくって出していただいています。

しかし、どうでしょうか。こういったものをなくしてしまったら、こういう情報もなくなってしまいますし、どこにいったかなということもなくなってきます。こういった情報を全て転入者には、今電子機器で i P a d とかありますけども、ああいったものに入力全部して、それを転入者にわたす、そういったことはほかがやっていないことです、差が生まれていいんじゃないかと思うんですけども。

そして、私たち議員なんかにおいても、議会のたびにいっぱい資料をもらうわけですけども、こういった資料もペーパーレスにしていってもらって、i P a d なんかに全部入れてもらったら、ペーパーレスになって経費も浮く。そして、煩雑さも浮いて効率化になっていくと思うんですけども、こういったことも I T 化の先頭を中間市が切っていくにおいても、これはほかと差が生まれて、競争力が生まれるんじゃないかと思うんですけども、市長どうでしょうか。そういったことも。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

いいお話でございまして、検討させていただきたいと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

そしてまた、イベントもぜひともいろいろやっていただきたい。

つい先日、5月31日、遠賀町が主催します「おんがレガッタ」というのに参加させていただきました。あそこにはいろんな若い人たち、いろんな団体が参加されて、朝日レガッタとあわせて共催で大きな大会になっていきましたけども、中間市もほかのまちからいろんな人が入ってくるようなイベントをどんどん仕掛けていただきたい。

ぜひとも、そういったものでアピール度を、露出度を本当に高くできるような中間市に、ぜひしていただきたいと思いますけども、市長、何かそういったイベントをこれからお考えとか、何かこういうことをやっていきたいという、ありましたらば。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今、私が少し考えておりますのは、出会いの場でございますか。人が、若い方が出会う場面を、これはもう大々的につくっていきたいと。

うちは、いろんな元気いっぱいな若い団体の方おられますので、そういう方々の力を借

りて、これはちょっと一大イベントとして出会いの場を大につくっていききたいと、そんなふうに思っております。

また、そのあと晴れて結ばれる方等々おられれば、中間市で安価な結婚式を提供したい。これは中間市が直接するんじゃなくて、NPO法人なり、うち財団等々ございますんで、そういうのを使いながら、その施設を使いながら安価な結婚式、これを提供したい、支援したいと思っております。

結婚したくても、結婚式が高くてできなかった方おられましょうし、また、夫婦になっても結婚式を挙げてないという方もたくさんおられますんで、そういう方を対象にそのような、愛情がありますけどもが、安価な、そのような結婚式の提供を。

中間市、結婚式場がございませんので、市がそういうあたりを支援をしましても民間を圧迫するということがないという、そういう思いで考えております。

結婚をされて中間市に当然住んでいただきたいわけございまして、そのときに当市にございます空き家、その空き家をまさに今芦屋がやっているような、そういうあたりで、若い人向きにリフォームする、そのリフォーム代を出したり、税金のこともございましょうけれども、空き家を利用したそのような定住対策、それは空き家対策にもなりますし、定住対策、一挙両得になるんじゃないかと、そんなふうに思っております。

その後、子育て、子どもさん産まれれば、先ほど議員も言われておりましたように、当市の子育て支援は他市に決して負けておりません。乳幼児医療費にいたしましてもそうでございます。保育料にしてもそう、妊婦健診にしてもそうございまして、そのあたりはしっかり対応させていただいておりますし。

そのあとの教育環境でございます。これも、ことしから中学校の完全給食の実施いたしますし、来年は各教室にエアコンを設置しようということで準備しているところでございます。そういうあたりで、教育環境の整備も進めております。

元気な中間ということにつながるわけでございますけどもが、さっきおっしゃったフットパス、また、世界遺産等々比べた中での中間市、いろんな観光資源等々ございますんで、そういうの大いにアピールしながら元気な中間市づくり。

そのあとは自治会、本当に今いろいろな面で力を貸していただいているわけでございますけどもが、自治会を中心としたふるさとみまわり隊、ひとり暮らしのみまわりネットワーク、そのようなことで安心安全なまち、それと、お年寄りが住み慣れた地域で元気に暮らしていけるような、そのようなちょっと構想を持っております。

出会いから、結婚から空き家対策、また、定住対策、一つの輪として、今後力を入れていきたいと。今、ざっとしたそのような枠はつくっております。それにいかに肉づけをしていくかということで、総合的に対応していかなければいけませんので、各課にまたがる話でございます。しっかり大きな太い輪にしていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

ありがとうございます。結婚支援、空き家対策、また、世界遺産、本当に大いに賛成でございますのでどんどんやっていただきたい。さらに、また新しいアイデア、いろんなイベントを組んでいただきたい。大いに楽しみにしております。

次に、中間市の就学援助制度について、増田教育長に質問をさせていただきます。

憲法第２６条の義務教育の無償化及び教育基本法第４条に基づいて実施されております就学援助制度の支給対象者の割合は、２０１２年には全体の１５．６％と過去最高に達しております。にもかかわらず、２０１３年ユニセフと国立社会保障・人口問題研究所が発表した「先進国における子どもの幸福度調査」によれば、総合では３０カ国中６位でございましたけども、物質的な豊かさでは３０カ国中２１位という低さでした。

物質的支援といえば、その代表格として就学援助制度がありますけれども、中間市の場合、小学校入学時、また、中学校入学時に、市民の方がこの就学援助の申請をして、認可を受けて支給を受けたとしても７月になってしまいます。

子どもを産み、育てやすい町にしていくためにも、この就学援助の支給は入学式前に前倒しするべく改めていくべきだと思いますけども、増田教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

就学援助制度につきましては、憲法の第２６条、それから教育基本法の第４条を受けまして、学校教育法の中の第１９条に「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童、または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」と規定されております。

このことから、中間市におきましては生活支援課が、生活保護法第６条２項に規定された要保護の児童生徒の保護者に対しまして、教育扶助として学用品費を支給しております。また、教育委員会では、生活保護に準じた準要保護の児童生徒の保護者に対しまして、必要な教育費の一部を援助するための補助金を支給しているところでございます。

補助する内容といたしましては、学用品費、修学旅行費、学校給食費、それに議員がただいま申されました新入学児童生徒学用品費などでございます。

議員のご質問にあります新入学児童生徒学用品費の支給する時期でございますが、この就学援助費補助金の支出につきましては、文部科学省の「要保護、準要保護児童生徒に対する就学援助制度にかかわる事務処理要領」及び「中間市補助金の交付に関する規則」に基づきまして、新入学の児童生徒が中間市立小学校及び中学校に入学したことが支給対象

の要件となりますことから、毎年４月に各学校長から新入学した児童生徒の保護者に対しまして就学援助費の補助金の案内をいたしまして、４月末に教育委員会で集約いたしまして、申請した世帯の収入状況等を審査を行っているところでございます。その結果が判明するのが５月中旬となっております。

支給対象となる児童生徒につきましては、そのほかの学用品費等の支給もあるために、中間市教育委員会といたしましては、７月に新入学児童生徒の学用品費をほかの学用品費などと合わせまして支給をいたしております。また、これらの支給額につきましては、国のほうが、毎年５月末になりますけれども示します要保護児童生徒学用費補助金単価に基づきまして算定をいたしているところでございます。

議員ご指摘のように、支給を入学前に改めますことにつきましては十分わかっているところでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、補助金等の支給に関する法令の規則に反することになるため、どうしても支給を７月に定例化しているところでございます。

以上によりまして、教育委員会といたしましては、就学援助費の対象となる保護者に対しまして、引き続き７月に支給するということをご理解とご協力を求めている所存でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

教育長にお伺いします。就学援助制度、そもそも国からの補助金というのは出ているのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松尾部長。

○教育部長（松尾 壮吾君）

お答えいたします。学用品費等につきましては、平成１７年度までは支給されておりましたが、それ以後は補助金は廃止されております。

ただし、今現在、教育委員会で修学旅行費を要保護者、準要保護者に支給しておりますけれども、要保護者に対しての国の補助はございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

先ほど、教育長も就学援助制度の法的根拠としては、学校教育法第１９条を挙げられておられました。これは、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢

生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」という法的根拠を言っておられましたが、文部科学省を見てもこれを第一に挙げていました。

私がこうして一般質問で書いていますように、この法的根拠は、私は憲法の「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」、これと教育基本法第4条の3項「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と、これを私は根拠と考えております。

つまりは、就学援助制度というのは憲法と教育基本法に基づいて、国と地方公共団体が共同責任と私は思うんですけども、この学校教育法においては市町村の責任になっております。これは国の責任逃れ、無作為じゃないかと思っているんですけども、教育長、その点はどう考えられますか。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

これは国の法律で決まっておることでありまして、国の責任逃れということではないと思いますけど、市町村の役割として、こういうふうな必要な援助を与えなければならないということで、これは市町村の義務を課せられているというふうに思っております。決して国がこれを逃げているということではないと思いますけども。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

これはどう見てもやっぱり国の責任逃れとしか思えない。これは本当に意見書を出して改めるべきだと思います。

そのために実際のところは、就学援助といっても大半が生活保護で対応している、教育扶助で対応しているのが実情なんじゃないでしょうか。中間市の場合は、900名近くが確かそういう教育扶助を受けていらっしゃると思うんですけども、教育扶助となれば、生活支援課管轄ですよ。そして憲法によれば、憲法25条に基づいて実施される民生的な措置です。そして、就学援助ということになれば法律も違う。教育委員会だし、そういう教育基本法とか、憲法26条とかが基本になっています。部署が全然違うんです。

ですから実際のところはどうか。中間市の大半のところは、そういう教育扶助においては、実際就学援助でしているのか、それとも教育扶助に流しているのか、実際のところはどうか。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

すみません。ちょっと言っている意味があまり……。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

就学援助をしてもらいたいといった場合、窓口に来られた場合、ちゃんと就学援助でやりますと、中間市はちゃんとそういう措置をするのか、それとも生活支援課に行って生活保護の申請で教育扶助を受けてくださいと促しているのか、どちらかなんです。

というのは、私心配しているのは、生活保護であれば中間市の負担は４分の１でいいんです。財源は、国が２分の１、県が４分の１、中間市が４分の１。しかし、就学援助をすれば、学用品であれば中間市は１００％なんです。そして、就学援助であったとしても中間市は５０％、中間市にとって負担が大きいわけです。ですから、負担の大きい就学援助を避けて生活保護のほうに流しているのではないかと懸念があるんですけども、そういったことはないですか。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

非常に経済的に困難をきたしている児童生徒を持つ保護者の皆様方が相談に来たとき、まず、入学した時点でもそうですけども、学校長はしっかりといろんな支援制度については説明しておりますし、広報紙でも流しております。

そしてまた、教育委員会にでも相談があればちゃんとした条件が合うように、例えば、非常に厳しい条件の場合には、生活保護に相談されたらどうですかと、生活支援課のほうに。それで該当しない場合には、また教育委員会に来て、教育委員会でも規定はございますけども、そこになるべく合うような形をいろんな形で指導して、とにかく児童生徒の厳しい家庭につきましては、対象になるような形を進めているところでございます。

決してよそに振るというようなことはありません。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

最後に疑問なんですけども、国から補助金が来ないんですから、そういう国の基準とか、そういう国を相手にしないで独自に就学援助の基準を決めて給付したらいいんじゃないでしょうか。国の算定基準とか、そういったもの気にしないで、独自に就学援助をやったらいいんじゃないでしょうか。そしたら入学前に支給してあげて、制服もそれでそろえることができる、いろいろできると思うんですけども。そういったことは、教育長できませんか。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

佐々木議員のお考えはそうでしょうけど、今は現行法では学校教育法にのっとって行っておりますから、非常にその点につきましては厳しいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（１２番 佐々木晴一君）

わかりました。法律的な規制もあってなかなか厳しいと思いますが、より中間市民が本当に子どもを産み、育てやすいまちにしていくなためにも尽力をつくして、知恵を絞って、いろんな対策を練っていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いします。

どうもありがとうございました。以上で終わります。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、下川俊秀君。

○議員（１６番 下川 俊秀君）

新創会の下川です。質問通告により一般質問を行います。

職員の自治会の加入状況について、２月のアンケート調査結果を見ておりますと対象職員４６７名中回答者が４２６名、そのうち自治会に加入していない職員が２３．５％、１００名の方が自治会に加入しておりません。

地域コミュニティ活性化協議の中で必ず課題として出されるのが、自治会未加入に起因する行政不信であります。市民の皆さんが職員に不信感を持っております。まずはその件について、市長の見解を伺います。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

未加入が２０数％あると。

○議員（１６番 下川 俊秀君）

２３．５％。回答者のうちの１００名が自治会に加入してないと。

○議長（堀田 英雄君）

２人でやりとりはしないでください。手を挙げてやってください。

○市長（松下 俊男君）

市の職員が不信感を持たれているが、その不信感に対してどう思うかという質問でございますか。

○議長（堀田 英雄君）

そうです。

○市長（松下 俊男君）

加入率が悪いから不信感を持たれているということですか。

○議長（堀田 英雄君）

下川俊秀君。

○議員（１６番 下川 俊秀君）

地域コミュニティ活性化協議の中で必ず出される課題が、職員が自治会に加入していないことの行政不信だったそうです。

○市長（松下 俊男君）

それに対するあれですね。

お答えをいたします。議員言われますように、２月２８日付で職員を対象といたしました自治会加入状況アンケートを実施いたしております。

本アンケートは、地域コミュニティの中心を担う自治会に関する今後の活性化や育成対策等々の参考とすることを目的に、実施をいたしたところでございます。率直な回答を得るために、名前を書かせておりません。

そういう中で、言われますように未加入率で申し上げますと２３．５％となっております。

自治会活動は、市民が安心して生活できる、また、お互い支え合える、そのような地域社会の実現や地域活性化に直結するものでございます。本市の市政運営におきましても大切な欠かせない条件だと、そのように思っております。

まさに今、市民協働のまちづくりを目指しております当市といたしましては、その１００人の職員が未加入ということであれば、大変情けない数字、そんなふうに捉えております。

今後もいろんな機会を捉えながら、職員の自治会加入率を向上させるために、地域参加の意識を一層高めていくこと、また、研修等々行いながら、市民協働の地域参加に関する自覚や理解を深めてまいりたいと、そのように思っております。

今、小学校校区単位でまちづくり協議会を立ち上げております。そのようなまちづくり協議会で担当職員をあてがおうと、そうしながら当然中間市との連携等々を深めて、職員に中間市一緒になってまちづくりを進めていきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（堀田 英雄君）

下川俊秀君。

○議員（１６番 下川 俊秀君）

市長の３月議会の答弁の中で、自治会は地域コミュニティの基盤として大変重要な組織であるということを市長が申されておるわけです。まさにそのとおりだと思います。

自治会は、市民の安全安心を行政指導のもと、夜間の防犯パトロールや東日本の大震災を教訓とした防災の避難訓練などを各校区ごとに行っておるわけです。当然、職員の皆さんもこれに参加していただき、自治会の重要性を全ての職員が認識するように指導すべきではないかと思うわけでありますが、再度、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まさにそうございまして、今、自主防災組織、各自治会につくっていただいております、そういうあたりの中心になるのは、当然市の職員だと、そのように思っております。

いろんなやはりノウハウを持っておりますんで、行政で培った力等々をそのような地域に反映させていただけたら、そのように思っているところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

下川俊秀君。

○議員（１６番 下川 俊秀君）

市長が平成１７年４月に就任されて、就任早々から、「元気な風がふくまち なかま」を掲げ、積極的に地域に出向き、地域の皆さん方の声を吸い上げ、地域に即したまちづくりを進めていかなければならないという市長の思いは、集会などで市長のご挨拶を聞いてひしひしと伝わってくるわけでありますが、当然、職員の皆さんもこれに追随していただかなければならないと思うわけでありますが、今回のこの自治会の加入状況の結果を見ておきますと、市長の思いが職員には伝わっておりません。

自治会に加入しとらん職員に対して、担当課の職員は個別に啓発を行っていくということを申しておりますが、本市の行政のナンバー２であります副市長におかれましては、この件について副市長はどのように考えておられるのか、副市長の見解をお伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

行徳副市長。

○副市長（行徳 幸弘君）

お答えいたします。私自身も今回のアンケートの結果については、非常におどろきで、重大な問題であるというふうに認識いたしております。

議員ご指摘のとおり、職員が率先して本市のまちづくりや地域活動の参加に取り組む姿勢を見せることが、今、議員がおっしゃった行政不信を払拭すると。また、私どものそういったことが市民の信頼回復につながるものだというふうに私自身思っております。

もちろん、職員も日々の業務に邁進しております。全ての業務に携わることににつきましては、非常に難しい問題もございましょうが、常に公務員として、また、１人の地域の一員としての高い意識を持って、可能な限り、地域活動の参加に努めることは当然のことだというふうに思います。

今後とも、市長の訓示をはじめ、私も職員へ積極的な指導に努めてまいりたいというふうに思っておりますし、さらに職員に限らず、市民の皆様で自治会未加入者への働きかけ、引き続き自治会長様、役員の皆様のご協力をお願いしてまいりたいというふうにも思っております。

私も、市長の政策や思いを本市のまちづくりに迅速に反映できるよう、今後も最善を尽くしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（堀田 英雄君）

下川俊秀君。

○議員（１６番 下川 俊秀君）

ちょっと副市長にもう一回お尋ねしますが、地域社会の一員として強制力のない義務と思うわけですが、私は、自治会に加入してないことが。副市長、どう思うんですか。

○議長（堀田 英雄君）

行徳副市長。

○副市長（行徳 幸弘君）

議員もご承知のとおり、これは職員一人一人の自主性でございます。その中で、今、近隣の市町村を見ましても、私どもも平成２３年度から人事評価制度を試行的に始めたわけでございますけど、その中で、他の市町村におきましても郷土愛、いわゆる地域の貢献度、こういうことを評価の基準にしている自治体もございます。

また、佐賀県のほうの武雄市を見ましても、最近の報道を見ましたら、やはり、今、議員がおっしゃるように、未加入は市民の信用、理解が得られないというようなことで、武雄市では、男性３３歳以下の職員を居住しておる地域の消防団への加入を原則化したというふうな報道も聞いております。

私どもも紆余曲折あるかと思いますが、私が会長を務めております市内の人事評価制度審議会等々におきましても、この辺も含めて、そういう自主性だけに頼るのではなく、そういったところで人事評価の対象というふうなことも、今後考えていかななくてはならないのかなというふうに私自身思っております。

○議長（堀田 英雄君）

下川俊秀君。

○議員（１６番 下川 俊秀君）

たび重なる職員の不祥事で、今般、コンプライアンス推進指針というのが出されております。その中を見ておりますと、法令等を遵守する強い倫理観が求められていると。それを行うことで市民の満足感が向上するというのが、要約するとそのようなことが明記されているわけであります。

本市の行政施策の柱であります、自立、協働、効率という三つのキーワードのもとに、持続可能な行財政基盤の確立と市民の満足度を高める成果重視型の行政システムの構築を目指しているわけです。

ところが、たび重なる今回の職員の不祥事で、市民の信頼を失っているわけです。この市民の信頼を回復するために、コンプライアンス推進指針というのはできとるわけです。

ところが、この職員が自治会の加入状況のアンケート調査結果で、正規の職員が、

500名足らずの職員の中で100名以上の職員が自治会に加入しておらんと。このことで、物すごく市民の方が不信感を持っておるわけです。まず、市民の満足感を高めることよりも先に、この不信感を払拭することが先やないでしょうかと私は思うわけですが、再度、副市長の見解をお伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

行徳副市長。

○副市長（行徳 幸弘君）

まさにそのとおりだと思います。

今、議員もおっしゃいましたように、私どもも2006年から2015年までの第4次の総合計画の中でも基本構想といたしまして、先ほどから出ております「元気な風がふくまち なかま～市民の元気がまちの元気～」というふうなキーワードをもとに、市民と行政が協働したまちづくりを推進していくというふうにうたっております。

また、今、行政運営の中で、自立、協働、効率というお話もございました。その中でもともに手を携えて、地域のまちづくりを行っていくというふうに、市の10年間の基本方針をうたっているにもかかわらず、今、100人の職員が未加入であるというようなことは、非常に重大な問題であるというふうに考えております。

今後、やっぱり加入率を上げるために、私ども、いろんな策を考えながら100%を目指して、今、議員がおっしゃる市民の不信感、これを払拭してまいりたいというふうに考えております。

○議長（堀田 英雄君）

下川俊秀君。

○議員（16番 下川 俊秀君）

本市は、皆さんご存じのように高齢化率が大変高いわけであります。

昨年の9月末現在で、福岡県の65歳以上の高齢化率が24%を切ってございましたが、本市は約32%になっております。3人に1人が65歳以上ということです。

昨年の12月20日の歳末防犯パトロールや、私ども北校区で行われました防災の避難訓練などの参加者を見ていたら、参加者のほとんどが高齢者です。現在の市内状況を考えたら、いつ何どき、想定外の災害がどのような形で振りかかってくるかわからないわけです。

もし現実的にそのようなことが起これば、自助、共助、公助といわれておりますけど、自助、自分の身は自分で守れと、自分の身を自分で守れない人がようけおるわけです。その次に共助ということで、これは自治会がかかわることで大変重要な問題ですけど、最終的には行政に頼らなきゃならない。昔からよく言われておるように、職員の皆さんは市民の方とは癒着はいけないけど密着せよと言われておるわけです。

日ごろから地域に出向いて行って中間市の現状を踏まえた中で、密な関係を持っていた

だき、突発的な、例えば、そういう災害が起きたときに即対応できるような体制ができるように、日ごろからの市長、副市長のリーダーシップのもとで強い指導力をお願いいたします。私の一般質問を終わります。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦でございます。通告に従い、一般質問を行います。

まず、新日鐵堰改修工事、正式名は中間堰とお聞きしましたので、以降は中間堰と表現させていただきます。それと、中島自然再生事業について質問いたします。

古くなり、十分に作動しなくなった可動堰を最新型の可動堰に改修する工事、そのことによって治水効果も25分の1から40分の1に大幅に改良がされます。この表現があまり聞きなれないかと思いますが、今は25年に1回降るであろう大雨に対してはスムーズに遠賀川が流れますと。その分の許容を40年に1回降るであろう大雨に対しても大丈夫な川にしていきたいと思いますという工事が進めていらっしゃる。中間市民にとっても一刻も早く完成してもらいたい事業であります。

その事業と並行して、中島自然再生事業というものを展開されております。自然との共生とうたい、中島の自然を保全するとともに新たに自然を再生、創出するために、遠賀川中島自然再生計画検討委員会が設立され、スタートをして7年が経ちました。委員会には中間市を代表して、松下市長が出席されていたと記憶をしております。

国交省の事業とはいえ、中島は中間市の行政区内に位置しており、中間市のまちづくりにも欠かせないものと認識をしております。

そこで、この二つの事業の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○議員（9番 草場 満彦君）

議長いいですか。

○議長（堀田 英雄君）

はい。

○議員（9番 草場 満彦君）

私は通告書のほうに市長に対して質問をしておりますので、せめて最初の挨拶ぐらひは市長のほうにしていきたい。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。最初に新日鐵堰、正式には中間堰と申しますが、進捗状況について説明をいたします。

中間堰につきましては、平成27年度完了を目標に進めておりましたが、堰本体の沈下という、ちょっと不測の事態が発生をいたしまして、原因究明等々に時間がかかっております。そのために、平成27年度完成が遅れる見込みでございます。

次に、中島自然再生事業の進捗状況でございますけども、第1回ワークショップを開催し、計23回開催されております。中島の計画につきましては、中央部に位置しておりますサイクリングロードを中心に東西に分離をし、西側が湿地の再生及び植生の保全、東側は市のほうが要望いたしました多目的広場の設置や環境保全ゾーンにわかれ、本年は西側の湿地再生のモニタリングを行っているところでございます。

中島の再生につきましては、今、井堰の工事がしておりまして、そのために大型トラック等々が入っておりまして、井堰が完成後、本格的に手をつけていこうという流れでございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

私が質問したものと、十分、私満足できる答弁でなかったです。

事業主体は国交省でありますので、中間市が携わった事業ではございませんけども、ただ、国民として、市民として知る権利はございます。市民の方に質問をされれば、市の職員たりともやっぱり答えなければいけない責任があると、そういうふうに思いますので、行政としてもしっかりと掌握していただくべきものだというふうに考えております。

例えば、この二つの事業の当初の工事工程、これでは、先ほど平成27年という具体的な数値が出ましたけれども、平成何年に完成予定であり、今、何割方完成していて、残りがどういう事業が残っていると。だから、よって工程どおりに完成しますというものなのか、先ほど市長から答弁あったみたいに、予期せぬことが起きて遅れつつあるということでしたけども、工程どおりには終わらずに無理だと。だから、何カ月、何年遅れますというようなものを私はお聞きをしたかったんですが、こういった部分は具体的には無理なんでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えいたします。基本的には、国交省からお話を聞いているのは、一応27年度完成はなかなか難しいと。ただ、今の実情を見ますと、今の井堰の工事が3分の1も終わっておりません。基本的には、右岸側の3分の1、次に左岸側の3分の1で、真ん中の堰という順序になるかと思われます。

それから想定しますと、来年度２７年度なんですけど、２７年度完成はまず無理である。そしてまた２８年度もちょっと難しいのではないかと想定されます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（９番 草場 満彦君）

であるならば、必然的に中島の工事自体はそれ以降に残るものがあるからそれ以降になるということですね。

答弁の中にもありましたように、中島の自然再生利活用マップというものが、ワークショップである程度固まったものを最終形にしようというものなんですけど、この最終案のときに、中間市から国交省に対して、中島の上流、下流に２面の多目的広場の造成を要請をして認められたというふうに記憶をしております。

この２面の多目的広場の利用目的は何なのか。そして、毎年かかる維持管理費、ランニングコストはいかほどかかるというふうに算出をされて要望されたものなのか、お聞きをいたします。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えいたします。まず２カ所の要望、過去の事跡を見ますと、まず遠賀川の左岸側に少年野球のグラウンドがございます。右岸側には中鶴の市民グラウンド、野球グラウンド等がございますので、当然１カ所だけではなく２カ所の要望をしたという形になっております。

まして、維持管理につきましては、まだ具体的に２カ所という箇所は決まっておりますけど、大きさ等も具体的にはまだ決まっておりません。今後の協議になっております。どのような仕上がりになるのかも、まだ今後の協議になっておりますので、土の形で終わるのか、どのような形になるのかがまだ決まっておりません。単純に土の形であれば、仮に２万平米として６００万円、もし冠水すれば、やっぱり６００万円程度の費用はかかるかと思っておりますので、今後の協議を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（９番 草場 満彦君）

部長おっしゃったように、多目的広場については、これから詳細については国交省さんと詰めていかれるものと思いますけども、やっぱりあくまでも中間市の益というものを最大限に最優先していただいて進めていただきたいというふうに思います。

あと、この中間堰にしても、中島の事業についても、市民の方は注目されております。特に、大規模な工事が伴う部分では、近隣の住民の方たち、いろいろ災いも被る可能性もありますので。

市民の方が、こういった中間堰の改修工事、または中島自然再生事業について、役所に問い合わせたいという場合は、窓口は何部の何課の何係になるんでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えいたします。サイクリングロードを中心に、西側の湿地再生、植生の保全ゾーンは窓口的には環境保全課、基本的には国交省なんですけど、問い合わせ先は。また、東側の多目的広場、それは生涯学習課。そして、中間堰の工事につきましては土木管理課と考えております。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

三つにわかれると。単純に1本にならないんですか、せめて。これは要望です。

答弁でもあったように、改修工事は平成27年。ただ、それが遅れそうになりつつあると。必然的に中島はそのあとになりますと。この情報なり、こういうふうな方向にありつつあるというのは、いつ国交省さんから聞かれたんですか。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

工期が遅れるというお話は、最近なんですけど、沈下が起こったということは昨年の初めに国交省から情報を聞いております。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

工期についてはつい最近ということなんですか。これは仕方ないことなんですか。もっと早く知ることはできなかったんですか。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

議員の言われるとおり、基本的には沈下が起こって工事がストップした。したら、国交省の工事、遠賀川の工事はどうしても出水期には工事ができません。期間が決まっております。ですから、その時点でやっぱり必然的に工事が遅れると判断すべきであったと思っ

ております。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

そうやって、去年の念頭に沈下が判明した、情報が入った。それから1年以上たって、そういった情報が新たに入ってきた。やっぱりこういった二つの事業、国の事業ではありませんけども行政区内でやっているわけですから、もっと日ごろから接点というか、つながりを持ちながら、連携を取りながらいろんな情報を得るという部分に、そういう体制にしていきたいんです。

そのまま中間市の益にもつながりますし、皆さん方の生活にもかかわることですから。よろしく願いいたします。

部長おっしゃったみたいに、私は嫌でもあの前を通らないといけないもんですから、今、川東側に大きなコンクリートの構造物が二つございます。川西のほうにも同じものが設置をされる予定だと思います。そして、最終的には中央部分に可動堰の機械が座るという形が今回の工事ではないかと思うんですが、部長おっしゃったみたいにまだ3分の1なんです。当初は27年、来年中に完成するというお話でしたけども、ものすごく遅れこんでるという部分に私自身は感じました。

私、遅れただけのことを残念がるのではなくて、去年、伊豆大島で集中的なゲリラ豪雨があって、考えられない雨量があった。先週から今週にかけて全国的に、きょうでもある地域でもものすごい雨が降っている。同じ雨量が中間市に仮に降ったとしたらと考えたときには、本当に背筋がぞっとするぐらいの、もう降らんでくれと、本当願うぐらいの思いでございます。

だから、治水対策がそれだけ遅れたということにつながるわけですから、市長をはじめ執行部の方には、今回の国の事業ではありますけども、そういった事業が一刻も早く完成するように、関係機関のほうに要請、要望をしていただきたいということを強く要望しまして、次の質問に移ります。

次に、中間市地域公共交通会議について質問いたします。

今までコミュニティバスの検討会を、議員と執行部とで4年間にわたり開催してまいりました。私も、4年前に一般質問でこのコミュニティバスについては取り上げさせていただきました。当時の議長が、この件は議員と執行部で協議すべきと判断をされて、コミュニティバスの検討会が立ち上がりました。コミュニティバスの必要性を精査するために、事務局でいろいろと資料をつくっていただいて、用意していただいて検討に入りました。

先行してやってる他の自治体の状況を調査したり、わざわざ行政視察のときにはコミュニティバスのある地域に視察に行っていたりとか、経営形態を討議したり等、検討を重ねてまいりました。その結果、市民のニーズを再度調査して、その意向に沿って進め

るべきと。予算もかけて、全市民の意識調査を実施しました。調査結果も出て、各議員さんの考えもある程度固まったものと私は思っていました。

昨年末のコミュニティ検討会の折、まずは首長の市長の思いをお聞きした上で進めるべきと、ある議員さんが質問をされました。市長、どういうふうにお考えですかと。答弁の要旨は、まだしばらく様子を見たいということでございました。方向性すら出なかったということです。そして本年を迎え、4月のコミュニティバス検討会で交通会議を設置するとの旨の説明があり、本日に至っているというのが私の認識でございます。

この検討会の経緯も踏まえて、何の目的で法定協議会である交通会議が設立されたのかをお伺いをいたしますし、また一緒に2番目の質問である、既に開催された第1回目の会議内容もお伺いをいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

お答えをいたします。議員の質問にもございましたように、当市の実態に合った公共交通のあり方については、議会と執行部、一緒になって考えようということで取り組んできたところでございます。平成22年の6月から平成26年の4月まで9回、コミュニティバス導入検討会を開催をいたしております。

そのような動きをしている中でございますが、平成25年12月4日に、交通に関する基本理念を定めた「交通政策基本法」が施行されております。地方公共団体が地域の自然的、または経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、また、実施する責務を有すると規定をされております。

交通政策基本法の基本理念にのっとりまして、持続可能な地域公共交通網の形成に資するような地域公共交通の活性化及び再生を図る「地域公共交通活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」が、平成26年2月12日に閣議決定をされております。

このような状況を踏まえまして、当市におきましても、今後の超高齢社会に備え、また、交通弱者である高齢者、障がいをお持ちの方等々の移動の確保、維持に、地域の需要に対応した乗り合い輸送サービスの提供が図れるよう、公共交通にかかわる全ての関係者を一堂に会しました法定協議会である地域公共交通会議の中で、広く本市の公共交通について議論していただく必要があると、そのように判断をいたしまして、同会議を設置いたしましたところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

何度も言って申しわけないんですけど、質問内容に沿った答弁ではなく不十分だというふうに私は感じました。特に、コミュニティバス検討会の経緯を踏まえて答弁をいただき

たいというふうに、通告書にも書いておりました。

私なりの考え、思いを何点か述べながら、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

一つ目に、私も段階的には法定協議会の設置の必要性というものは理解しております。コミバス導入する場合は、必ず通らないといけない部分だとは思いますが、なぜ、コミバスの検討会を中止してまで、このタイミングで交通会議を設置されたのかということが理解できませんし、設置の説明、今、答弁いただきましたが、あまり具体的な部分がわからなかったのが現状でございます。

2番目に、交通会議設置によって、コミュニティバスだけに限ってもいいんですが、市民から負託を受けた議員の思い、また意見が遮断されて届かなくなったと。議員の責任枠から外れ、どのような事柄が協議をされ、決定されるのかという部分で物すごく不安を感じております。

3番目に、交通会議を運営する事務局メンバーが、コミュニティバス検討会のときのメンバーと入れかわっておりまして、コミュニティバス検討会での討議が生かされるのかどうなのかという部分でも不安を感じております。

4番目に、交通会議の委員の名簿を見るに、法的な人選基準があると思いますんで仕方なしとは思いますが、ただ1点だけ、なぜ各校区の自治会の代表が出ているにもかかわらず、南校区のバス運用協議会のメンバーが委員になっているのか。公平性から見ても理解に苦しみます。同じ校区から2人、ほかは1人。公平性欠けているんじゃないかと。こういった部分、こういった人選なのか、お聞きをいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

検討会の流れ、これは検討会を中止というお話でございますけども、これは解散でございます。

先ほど言いましたように、平成22年の6月から平成25年の2月まで8回にわたってコミュニティバス導入検討会、あり方について議論してまいったところでございます。8回目は、議員言われましたように、市民の皆様方の意識調査をしたそのあとの会議でございました。市民の意識調査のあとの会議でございまして、私ども、また、それに基づいての検討したわけでございますけども、最終的には今までやってきたとおりの堂々巡りの話になってしまいまして、そのときに最後は市長である私、市長の判断、決断となるんじゃないかと、そのようなお話で終わったと認識をいたしております。

それを受けまして、このことから本年度の予算の編成に際しましても、コミュニティバス等々の運行等も盛り込んでおりまして、中間市の全体の交通計画等をつくるために、法定協議会である地域公共交通会議の設置に必要な予算を計上いたしまして、議会にお諮り

をいたしております。

また、この件につきましても、3月、宮下議員のほうからも一般質問があったと記憶しております。4月1日から住宅都市交通対策課、交通政策係を設置いたしまして、私の公約でございますコミュニティ交通関係を形にするということを、市民との約束でございまして、コミュニティバスを何らかの形しっかり出すということ、そのような話をそのときにさせていただいたところでございます。

そのあと、4月22日に第9回目のコミュニティバス導入検討会を開催をいたしております。この日は、地域公共交通会議を設置しますと、その設置目的等々の説明をさせていただいております。その中で、草場議員のほうから、コミュニティバス導入検討会の立ち位置はどうなるのかというお話されたと思います。その中で、メンバーを少し縮小しながら続けるか、また、残しながら検討会に対して、私どもは公共交通法定協の進捗状況をお話しましょうかという話をいたしました。

最終的には、コミュニティバス導入検討会、議員の皆様、多数、ほとんど入っておられますので、これを残すんじゃなくて、全員協議会を開いてそこで報告をしたらいいんじゃないかと、そういうことで、先ほど議員が言われましたように、導入検討会、これは中止じゃなくて、そのときにそしたらこれを廃止しよう、これは皆さんの前で決定をいたしておりますし、その進捗状況については、全員協議会でお話をする、というふうな流れでございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

全協で交通会議の報告はしていただくというお話だったので、そうであるならば、全てが全て交通会議の中で協議をされ、決定をされるのであれば、議員と執行部でやっているこの検討会自体が意味ないんじゃないかということで、そのときはそういうふうに私も言ったと思いますけども。

ただ、一言加えて。ただ、議員の思い、考えというものも、この交通会議の中に反映させていただくような取り組みをしていただきたいということも言わしていただいたというふうに思っております。

それが、実際1回目開かれてメンバー見たときに、議員枠、法的にないのかもしれませんが、議員の思いが、意見が通るような交通会議の体制になってないという部分を見て、今こういったものが不安だ不安だというふうに言った。これはもう私1人、私だけの思いかもしれませんが、そうでないと議員もいらっしゃるんでないかというふうに期待もしております。

私が言いたいのは、交通会議、さっきも言いましたように理解はしております。法定協議会が必要なのは。ただ、最終段、前段で中間市の方向性ぐらいは、議員と執行部である

程度のものはお示しをして、テーブルにのっけて、それを交通会議で吟味していただく。こういうスタイルじゃないのかと。

中止じゃなく解散だというふうな表現をされましたけども、何の方向性も、結論も出ていないまま、交通会議また一から仕切り直して、多種多様な人たちに集まっていただいて、一からまた検討が始まるということなんでしょうか。質問いたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

メンバーにつきましては、法で定めたメンバーということとなっております。

これは、少し専門性の高い、そういうところでの検討になります。中には、タクシー業界、西鉄、ＪＲ、筑鉄等々、交通関係者等々を含んだ中での検討でございます。これは運輸省も入っております、そういうふうな会議でございます。

これはまず、中間市全体の交通体系の交通網のあり方等々を検討しながら、その中でコミュニティバスも検討していただくというふうな流れでございまして……。

○議員（９番 草場 満彦君）

おっしゃってることは十分わかります。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（９番 草場 満彦君）

中間市内の交通体系、ただし、ＪＲにしても、筑鉄さんにしても、西鉄さんにしても、タクシー会社４社、５社、既存の民間の交通体系も組み込まれてあるわけです。そこに対して、中間市が運営するコミュニティバスをどういう体系にするのかという問題が、決まれば必然的に中間市の交通体系自体が決まってくるわけです。既存の民間に対して口出しできるわけじゃないですから。

まず今からやっていくのは、コミュニティバス、どういう経営形態にするのか、どういうものを導入するのかという部分を多分検討されていくんだと思うんですが、市長おっしゃったみたいに、委員さんの名簿見せていただきました。委員の、それこそ大枠で分類させていただければ、行政側が３名、そして運送事業者が１０名、自治会等の市民団体が８名、そして、県と国から４名、その他３名。３名というのは、商工会議所、社協、あと北九大の先生、この３名でありますけども、この方たちがコミュニティバス導入について協議されるところの場面を想像しました。運送事業者の方たちっていうのは、やっぱり営利にかかわる発言、仕方ないです、されるんじゃないかと思います。そして、市民団体の方たちっていうのは、やっぱり地元の声というものを、要望を強く主張されるんじゃないかと。学識経験者、専門家の方たちについては、その道の理想論に近いようなお言葉を発せられるんじゃないのかというふうに想像しました。

ただ、そこには中間市の財政的な状況というものは、あまり背景に考えずに発言される場面のほうが多いんじゃないのかと。………………。交通事業者についてもそうだと思います。

仮に1回、2回、委員会を費やして財政状況も説明されたとしても、そういったものは完全に頭に入るわけじゃないですから、こういった内容のもので討議をされて、中間市、そして中間市民が理解をして納得できるような結論に導くことは本当に至難の業であり、大変なかじ取りが必要じゃないのかというふうに思ったんですけども、どのように取り組んでいかれるのか、その辺のことをお聞かせください。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

大変難しい問題でございまして、コミュニティバス導入検討会、これは随分長い間、議員、執行部一緒になって検討したわけでございますけども、先ほど申しましたように、最終的には結論が出ないまま。

それというのも、最終的にはそこで出た結論は法定協にかけなければならないこととございまして、その法定協でこれは無理です、だめですということであれば、それはもう、その段階でだめということとございます。

まさに利害関係者が入った中で、その中でどんなふうに治めていくかという、大変難しい調整等々が必要ではないかと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

ちょっと部長に聞きます。部長は幹事長ですから。進行される側ですから。

皆さん方には、まず何をやっていただくんですか。全体的な交通の体系の検討に入られることだと思うんですが、コミュニティバスに限っていいです。まず、これは必要なのか、不必要なのかから会議が始まるんですか。

○議長（堀田 英雄君）

柴田部長。

○総合政策部長（柴田精一郎君）

お答えします。先だって第1回目の会議を開催させていただきました。その中でいろんな意見が出ております。

その意見の中で、具体的には、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議をしていこうという大原則がございまして、その中で、高齢化率であったりとか、人口の集積状況であったりとか、あるいはフィーダーできる既存路線の状況、あるいは地形的な状況等の実情に基づいて、客観性とか、公平性を担保しながら、従来の公共

交通では生活に不便や支障を生じている地域を絞り込んで、そこにおける新たな公共交通のあり方を審議していこうということで、第1回目の会議は終わっておりますので、2回目はこれに基づいた資料を提供しながら皆様に議論をしていただくと、そういうふうな流れで考えています。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

すみません。私、質問したのはコミュニティバスに限ってという前置きもしました。それについては、必要なか不必要なのかという部分から協議が始まるんですかと。違うところから始まるんですか、どうなんですかということを知りたいんです。

○議長（堀田 英雄君）

柴田部長。

○総合政策部長（柴田精一郎君）

その辺も含めてのお話になると思います。今、言いましたように、もしも入れるとしても、一斉に入れるようなこともできませんし、特定の地域をある程度絞り込んだ中で、そして、その中で本当にそれが可能かどうかも含めて協議をしていただくというような考え方でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

今の部長の発言の言い方だったら、ある程度決まって、どういう導入方法があって、これを導入するときには公平的にする云々かんぬんのお話みたいですから。

まだ、決まってないんでしょ。コミュニティバス自体、導入するしない自体も。

○議長（堀田 英雄君）

柴田部長。

○総合政策部長（柴田精一郎君）

それも含めて、第2回目のほうでご審議いただくという形になると思います。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

私も議員はコミュニティバス導入に対して、意見を申し述べれる立場ではなくなったわけです。その分、この交通会議を熱く注目をして、何かがあればこのように議会の中で一般質問という形で取り上げさせていただきたいというふうに考えております。

これを、私なりのエールの送り方だにご理解ください。

これで質問を終了いたします。ありがとうございました。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。通告に従い、一般質問をいたします。

初めに、高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種について伺います。

日本は先進国に比べ、公的に接種するワクチンが少なく、かねてからワクチンギャップが指摘されています。公明党は、これらを解消するために、昨年夏の参院選挙の重点政策で、水ぼうそうや成人用肺炎球菌ワクチンなどの定期接種を掲げ、国会質疑も粘り強く訴えてきました。

昨年11月には、与党ワクチン予防議員連盟の事務局長をしております、公明党の秋野公造参議院議員らが、総務大臣、厚労大臣に対し、両ワクチンの定期接種化と、おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウィルスの各ワクチンも検討を急ぐように申し入れています。

さて、肺炎球菌は、高齢者が重症化しやすい肺炎の約3割を引き起こす原因菌とされており、既に、約半数の自治体でワクチンの公費助成が行われているようです。お隣、水巻町でも3,000円の助成が始まっていることもあり、同じ医療機関で予防接種を受けた高齢者が支払い金額の違いに驚き、中間市でも公費助成をしてほしいとの強いお声をいただいております。

このたび、政府が成人用の肺炎球菌ワクチンを自治体が行う定期予防接種に決定したことで、自治体の考え方や財政力にかかわらず、国の財政支援のもとで予防ワクチンの助成が可能となり、大変に喜ばしいことと感じております。

そこで、10月からの実施に向けた本市の取り組みについて伺います。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

お答えをいたします。現在、高齢者の予防接種公費助成につきましては、予防接種法等々慣例法令に基づきまして、インフルエンザ予防接種を実施いたしているところでございます。

高齢者の肺炎球菌ワクチン接種につきましては、本年10月から予防接種法の改正が行われる予定となっておりますことから、本市といたしましても、高齢者の皆様の健康寿命の延伸を図るため、予防接種法が改正されましたら、速やかに肺炎球菌ワクチンの予防接種が実施できますように、遠賀4町との共同体制整備のために、委託先、委託料、また負担金等々につきまして協議を進めているところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（８番 掛田るみ子君）

ありがとうございました。現在わかっている範囲での回答でよろしいですけども、予防接種の対象年齢はどのようにになりますか。また、対象人数等は何人ぐらいになるのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種につきましては、本年１０月から６０歳以上６５歳未満の者であって、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある者、並びに経過措置といたしまして、平成２６年度は１０１歳以上になる者及び平成２６年度から平成３０年度までの間は、当該年度、６５歳から５歳刻みの者を対象として予防接種の改正が行われる予定でございます。

ちなみに、肺炎球菌ワクチンの対象者は、約３，３００名ほどでございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（８番 掛田るみ子君）

ありがとうございます。６０歳から６４歳までの特定の疾患のある方と、１０１歳以上の方は全員対象者になるということで、それ以外の方たちは、６５歳から５歳刻みで接種が受けられるというふうに受け取りました。

この対象年齢に外れた場合、例えば、６７歳の方が受けたいという場合はどのようになるのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

岩河内課長。

○健康増進課長（岩河内弘子君）

お答えいたします。ただいま申し上げました年齢に入らない方につきましては、任意接種ということになります。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（８番 掛田るみ子君）

任意接種ということは、全額自己負担ということよろしいんですね。

○議長（堀田 英雄君）

岩河内課長。

○健康増進課長（岩河内弘子君）

お答えいたします。そのとおりでございます。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（８番 掛田るみ子君）

対象者の中には既に接種済みの方もおられますし、中には自分が受けたことも忘れてしまっていらっしゃる方もおられるかと思います。その辺の対策はどのように考えていますか。また、仮に重複して接種しても副作用はないのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

岩河内課長。

○健康増進課長（岩河内弘子君）

お答えいたします。既に実施をいたしております高齢者のインフルエンザと同様でございまして、まずは実施医療機関や市町村は、広報、ホームページなどを活用して周知を図るとともに、医療機関に対しては問診や診察によるときの徹底と、あと予防接種を接種した皆様には、予防接種済み証などをお渡しして確実に保管していただくようにするということと、また、市町村においては、予防接種の履歴、台帳などを整備して管理するというところでございます。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（８番 掛田るみ子君）

予防接種の履歴台帳をつくっていただけるということで、少し安心しております。

あと、一番皆さんが関心があるのは、予防接種本人の負担額ではないかと思うんです。現時点で何か基準となるようなものがありましたらお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

岩河内課長。

○健康増進課長（岩河内弘子君）

お答えいたします。現在実施いたしております予防接種としては、高齢者に対してインフルエンザを行っておりまして、自己負担額としては１，０００円徴収いたしております。

委託料の総額と自己負担額の１，０００円ということを参考にしながら、今後、協議してまいる予定でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（８番 掛田るみ子君）

ありがとうございます。年金暮らしの方でも無理のないような料金設定をお願いしたいと思います。

先ほど、周知の件触れておられましたが、3,330人ほどの対象者の方に、自分が対象者だということを知っていただくために、どのように周知徹底を図るつもりかお伺いします。

○議長（堀田 英雄君）

岩河内課長。

○健康増進課長（岩河内弘子君）

お答えいたします。中間市の広報やホームページ、あとは実施医療機関のほうにはポスターを掲示していただいたり、入院、入所者の方については施設等などへの周知等、また、いろいろな各種保健事業のときに保健師のほうから啓発を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

ありがとうございました。行政サービス全般にいえることですが、新しい制度が開始しても知らない人はその恩恵を受けることができません。対象年齢は5歳刻みということですから、今回を逃すと次は5年後ということになります。対象者に情報が行き渡るような徹底をお願いいたしまして質問を終わります。

次に、健康マイレージ事業について質問いたします。

健康診断の受診やスポーツなど、健康づくり事業への参加でポイントをためると特典を利用できる健康マイレージの取り組みが注目されています。「日本一健康文化都市」を掲げる静岡県袋井市が、平成19年度から全国に先駆けて始めた制度ですが、将来の超高齢化社会の到来を見据えた施策の一つとして広がりつつあります。

政令市の中で最も高齢化率の高い、お隣の北九州市でも、平成21年に健康マイレージ事業を導入し、昨年より、町内会ごとにネットワークを持つ社会福祉協議会に委託し、対象イベント数を大幅にふやし、充実を図っているところです。

ポイントをためることが健診の受診率及び健康に対する意識の向上につながり、医療費や介護費の抑制を期待できる事業であり、ポイントの交換を公共施設の利用券や民間のサービス券にするなど、工夫次第で、地域コミュニティや地域経済の活性化などに貢献できる事業でもあります。

高齢化率31.9%と福岡県下28市の中で最も高齢化が進んでいる本市だからこそ、市民の健康寿命を延ばしていくための施策の一つとして、健康マイレージ事業を実施すべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

お答えをいたします。健康マイレージ事業、今、ご説明をいただきました。

本市といたしましても、みずからが自主的に健康づくりを推進することを目標といたしまして、平成24年3月に中間市健康増進計画を策定いたしております。市民が健康で暮らせる町を目指しまして、各種事業に取り組んでおります。

自治会や介護予防サロンをはじめといたしまして、地域の皆様を対象に、公民館等に出向きまして、健康教育、健康相談、健康づくり講座等々行ってきております。また、特定健康づくり健診やがん検診の受診率向上のために、保健師によります未受診者訪問指導、特定健康診査受診者全員に対しまして、心電図検査の実施、女性スタッフによります集団検診、ナイト健診——ナイト健診は本年度からの新しい事業と思っております。心臓検査もそうと思っております。いろんなメニューをふやしながらやっているところでございまして、また、保育付きの健診、いろいろやっております。

さらなる充実を図りながら、受診をしやすい体制等々つくっていきたいと思っておりますし、生活習慣病の早期発見、また、重症化予防に努めているところでございます。

健康マイレージ事業の導入につきましては、北九州市のほうも取り入れてあるという話でございます。近場に、そういうふうな実施しているところがございます。他市の事業等々の経過を見ながら、効果的に把握をしながら検討を行っていきたいと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

ありがとうございます。多々、本市が取り組んでます健康事業についてのご説明をありがとうございます。

以前、介護予防と健康増進を目的として、介護支援ボランティアポイント制度の創設を提案いたしましたが、実現しておりません。今回の質問で挙げた健康マイレージは、健診や健康事業、先ほど市長が述べられたような、そういったものの参加者が対象になります。市民の健康に直接働きかけができ、より多くの市民の健康増進に寄与できる事業であることから、改めて提案させていただきました。

時折、本市で行われる講演会等に参加させていただきますが、会場が満席になることは稀であります。いい企画であればあるほどもったいないと感じていました。動員による参加者の固定化も気になっておりました。健康マイレージが動機づけになり、新たな参加者の増員が期待でき、活性化につながるのではないかと考えています。

また、ある自治体では地域産業の活性化、活力あるまちづくりを掲げ、協力店を募り、提示するとサービスが受けられるカードを付与しています。ポイントを小中学校やボラン

ティア団体に寄付できるところもあります。

いずれにしても多くの可能性を秘めている事業です。市民がポイントをためて楽しみながら健康になっていけるように、対象イベントや特典などを研究し、地域振興にも貢献できるような事業としてのご検討を切にお願いいたします。「元気な風がふくまち なかま」のスローガンにふさわしい、健康マイレージの実施を期待しております。

続きまして、ふるさと納税について質問いたします。

制度開始から7年になろうとしております。最近では、テレビでふるさと納税をした方への返礼品などのお得情報が流れ、インターネットでは全国のふるさと納税のプレゼントを紹介するサイトが多数存在しており、ふるさと納税への関心は急速に高まっています。

驚くことに、鳥取県米子市では地元企業との協賛品が人気で、メディアが取り上げたこともあり、昨年度2億8,000万円にのぼる寄附金の実績が出ています。本来の趣旨とは違ってきているかもしれませんが、実績を上げている自治体は、返礼品やホームページの充実など、さまざまな工夫を凝らし、取り組んでいるようです。

本市でも、ホームページでふるさと納税への協力を呼びかけております。そこで、これまでの本市への寄附金と、他の自治体への寄附金の実績、それに伴う税金の控除額をお伺いします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

実績等々につきましては、担当のほうから。

○議員（8番 掛田るみ子君）

お願いします。

○議長（堀田 英雄君）

白尾部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。ふるさと納税は、平成20年4月に公布されました地方税法等の一部を改正する法律により、地方間格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対して、格差是正を推進するための新しい構想として制度化されたものであります。

本市におきましては、この制度を推進することは歳入確保につながりますことから、これまでホームページ等を通じて、広く呼びかけを行ってきたところでございます。

ふるさと納税の実績でございますけども、平成25年度におきましては、13人の方々、総額85万5,000円のご寄附をいただき、制度が始まった平成20年度以降、6年間の寄附金累計額は348万円となり、本市の貴重な財源とさせていただいております。

一方で、中間市にお住まいの方が他自治体に対して寄附を行った場合、税額控除という形で、本市の税収が減少することになっております。その額でございますけども、寄附金

額で申し上げますと、この6年間で総額1,376万円、本市の市民税減少額は277万円となっておりまして、差し引き70万9,000円の収入増とはなっております。

このように他自治体への寄附が多額になっておりますのは、東日本大震災が発生いたしました平成23年に、被災自治体に対する義援金として、1年間で900万円を超える寄附金額となったことによるものでございます。

以上が、ふるさと納税における本市の状況でございます。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

ありがとうございました。私は、ふるさと納税制度が歳入増のチャンスと捉え、平成20年3月議会で質問させていただきました。その際、市長は、増収部分が大きく取り上げられているが、減収につながることも考えられる。もろ手を挙げて賛成とは言えないと、ふるさと納税制度に疑義を唱えておられました。

ですから、中間市への寄附金から市税の控除額を差し引いた額が、先ほど70万9,000円とおっしゃいましたが、市長がご心配なさっていた減収にはならなかったことに胸をなでおろしております。

一方、寄附をした方の人数を見ますと、中間市へは50名、他の自治体へは251名、そのうち、部長もおっしゃられました東日本大震災の年の186名を引いても、他の自治体へ寄附している方のほうが15名多くなっております。資料を見ますと、平成25年は12名、平成26年は9名、他の自治体へ寄附した方の人数が上回っている状況です。

このような実態を、本市としてどのように分析しているのか。今まで、プレゼント等返礼品、こういったものを返してきたのかとか、その辺も併せて伺います。

○議長（堀田 英雄君）

田代課長。

○財政課長（田代 謙介君）

お答えいたします。本市の返礼でございますけれども、基本的に1万円以上ご寄附いただいた方に対しまして、3,000円程度の贈り物をしております。具体的には、ほのぼの味噌、東天紅のギョーザ、こういったものをお送りをいたしております。

ただ、このことにつきましては、ホームページも含めまして、積極的なPRはいたしておりません。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

私としましては、7年間で50名というのはやはり少ないのではないかというふうに思

っております。首長であります市長のやっぱり不安なお気持ちが、こういった形であらわれたのではないかと勝手に拝察しております。

ふるさと納税は、先ほどご説明があったように、生まれ育った自治体など、応援したい自治体への感謝の気持ちを寄附金として表す制度であり、自分の税金の一部を自分の意思で好きな自治体に納めることができる制度と理解しています。

確定申告すれば、税金の還付があり、実質的には2,000円の手出しで済み、2,000円以上の返礼品が届くとお得になるという一面があります。

偶然ですが、昨日、朝の情報番組でふるさと納税の達人が紹介されているのを拝見しました。インターネットで検索し、複数の自治体に寄附を納めておられました。目的は、お米や肉などの返礼品です。

今後、ネット世代が社会の中核を担うころには、達人のようにショッピングするような軽い気持ちで他の自治体に寄附をすることが当たり前のようになってくることも予測されます。今回のデータでは、本市はふるさと納税による減収は免れましたが、これまでと同様の対応では、先行きの不安はぬぐいきれません。

確かに、市長のふるさと納税に対する考えは正論であり、理解できます。むだな労力をつぎ込まなくても、交付税があるとの考え方もあるでしょう。しかし、これだけメディア等で話題になっているからには、制度のマイナス面に捉われることなく、中間市をアピールするチャンスと捉え、積極的な活用を考えるべきではないでしょうか。例えば、職員の有志でふるさと納税の研究会をつくってもらい、中間市を売り込み、宣伝できるような返礼品の開拓をするなど、可能性は大きいと思います。

そこで、私は、所管が財政課でいいのかという考えに至りました。ご存じのように、財政課は税金を1円たりともむだに使わないように、市の財政を管理している部署です。ですから、予算を伴う企画を検討するには適切ではないように思われます。今後のふるさと納税の活用と所管の見直しについて、市長の見解をお伺いします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ふるさと納税の達人がおられると、そういう方が出てこられることになるわけです。実際。

ふるさと納税というのは、本当にすばらしい制度という、そのような認識は私自身っております。やはり、生まれ育った地域に対して、郷土愛に基づくそのような納税寄附、これは本当にありがたい話でございまして、先般も、私、東京中間会に行きまして、そのときは10万円いただいて帰っております。納税してくれって。「何か送ります」と、「そんなこといりません」という話でございまして。

そのような、本来のふるさと納税であれば大変よろしいんでございます。また、本来税

というのは、家族も含め子どももその地域でお世話になり、行政サービスを受けているわけでございます。私どもは、先ほど言いましたように、子育て支援等と学校の環境整備、そこに税金を納め、使っているわけでありまして、本来は住んでいるところ、行政サービスを受けている以上は、その自治体にしっかり納税していただくのが当たり前の話でございます。

ふるさと納税、すばらしい制度に對しまして、先ほど言われましたように、各自治体が返礼品、早い話が納税してもらったらこういうのをあげますと。返礼品をやり出すことによって、これはもう本来の趣旨から大きく逸脱してしまったと、私は認識しております。これはまさに、諸刃の刃でございまして、入ってくるばかりの話ではなくて、出るほうだってそうでしょう。

よそがこんなふうなことをやっておるから、それを中間市に納めるより、よそへやったほうがいいわいと。今、中間市に住んでおられる方は、中間市に納税しても、その返礼品、おまけといったら語弊がありますが、その返礼品はないわけでしょう。そうでしょう。その他の方は、自分たちの地元で納税して何も無い、よその方は中間市にあれば返礼品がある。そうしたら自分たちもよそにしたほうがよっぽどいいわいという感覚になる。これが、私に對して大変恐ろしいし、さっき言ったような変な達人が出てくるわけでしょう。

だから、それを私自身、奨励する気持ちはもう全くありません。はっきり言ってありません。ただ、先ほど言いましたように、ふるさと納税というのは大変すばらしい制度でございますので、公明党さんも含めて、ほかの政党さん通じまして、各自治体がそのような返礼品を出さないように……。

いやいや、そうですよ。そこが一番問題なわけでしょう。返礼品のいいところに、みんなそこに納税をする。愛すべきふるさとに納税をするという、本当に本来の趣旨から全く外れた部分、そこで近隣の自治体の税金をお互い取り合いこするような格好になるわけです。はぎ取る。こんなことは尋常じゃありません。私に言わせれば。

だけど、それをしっかりやりなさいということに對しまして、私、悪いけど、それをするつもりはございませんし、逆に公明党さん、ほかの政党さん通じまして、ふるさと納税はそのまま残して——それはもうありがたい話、しかし、各自治体がそのような返礼品で競い合うようなことをやめるような政令なり、何か出していただきたいと。逆に、私、議員のほうにお願いしたいという思いでございます。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

市長の思いはよくわかります。私もこの質問をとり上げたら、市長からそういう回答が返ってくるんだらうと、想定のもとで質問はとりあげさせていただきました。

ただ、先ほども申しましたように、これだけメディアに多く取り上げられたときに、やはり市長のようにネガティブに制度を捉えるのではなく、これが、先ほど——すみません、失礼でしたらおわびしますが、課長が中間の特産品をということで、ギョーザやら、味噌やらのお話をしてましたけど、そういった業者の方たちの商品が、これによっていろんな地域に紹介できるというような、そういう側面を見たときに、もっとほかの展開があるのではないかというふうに思っておりますので。

市長のお気持ちを、市長からまさか公明党に陳情されるとは思ってもおりませんでしたけれども、先行って、これが過熱競争になって、そういった時代も来るかもしれませんが、その前に、今、中間市としてできることをしっかりと考えてしていただきたいというふうに思っております。これは、私が市長に対する要望でございます。

最後に、市長に提案があります。本市に勤務しておられる市外在住の職員にふるさと納税をお願いしてはいかがでしょうか。

そこでお尋ねします。市外在住の職員の人数と、これまでふるさと納税をした職員の人数を実数で、また、毎年納めている人がいるようでしたら、その人数をお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

田代課長。

○財政課長（田代 謙介君）

お答えいたします。まず、市外在住職員数でございますが、今現在、再任用職員を含めまして、市内も含めまして合計471名中、市外在住職員は228名でございます。率にして48.4%ということで、ほぼ半数が市外職員となっております。

そのうち、これまで平成20年度から平成25年度まで、1度でもふるさと納税した市外在住職員ですけれども、実数で7名でございます。最後に毎年、行っている職員でございますけれども、それは実数で3名でございます。

ちなみに、市外在住職員のふるさと納税累積額は68万5,000円となっております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

この数値に対しては、特段コメントするつもりはありません。本来、寄附は強制するものではありません。あくまでもご本人の自主性を重んじなければならないことは重々承知の上で申し上げます。

かねてより、市民から、市の職員は市内に住んで税金を中間市に納めてほしいとの声をいただいております。住む場所の強制はできないかもしれませんが、税金の一部を中間市に納めてもらう協力ぐらいはお願いできるのではないかと、あえて提案させていただきました。

市長がお嫌いなことはよくわかっております。まずは、職員にふるさと納税制度の仕組みを理解してもらうチラシなどを配付してはいかがでしょうか。私は、中間市にはやる気もあり、アイデアを持っている職員が大勢いると信じております。市民の福祉向上のために、職員が持てる能力をより一層発揮できるよう、賢明な指揮を市長にお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

.....

○議長（堀田 英雄君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分休憩

.....

○議長（堀田 英雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。まず、田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。通告に従って、質問をいたします。

中間市では、近年、職員の不祥事や業務上のミスが連発し、昨年7月には、このことの責任からということで、議会の解散にまで至りました。職員の不祥事に対して、議会を解散するということには賛同しかねますが、中間市の今の状況を何とか変えたいという思いには、市長、議員共々同じものがあると思います。マスコミによりますと、不祥事根絶へ向けて、6項目の推進指針を策定し、公金を複数で取り扱うことや、定期的な人事異動で一部職員に業務が任せきりになることを防ぐ、あるいは、この指針に基づき、各職場ごとに研修や話し合いを実施していくことが報道をされています。こうした一連の事件を経験し、当面する対応として、再発を防ぐための対策を講じることは、ぜひとも必要なことだと思います。大いに推進をしてほしいと思います。

しかし、もう一点、公務員としての倫理観に基づいた仕事をする上で、全体の奉仕者としての考え方や職場の総合力の強化ということも、あわせて必要なことではないでしょうか。

また、今までの問題は、職員個人の資質や責任のあり方に原因があるというよりも、国の行政改革のかけ声のもとで、行き過ぎた職員の削減と、それとは別の中間市独自の無計画な人事のあり方に最大の原因があったのではないのでしょうか。この点では、一連の問題発生後の市長の対応に、いま一つ物足りなさを感じます。

そして問題は、今後の人事上の方向性ですが、今やられている人事評価制度については、そうした関係からは、今の時点で最もやってはならないことではないかと、私は思います。

これは、今まで管理職に限って、試行的にやられていたものですが、今年度からは係長職まで拡大するとのこと。市長にまずお聞きしますが、このような職員間の競争を前提にしたような手法が、住民サービスを主体とする公務職場にふさわしい手法だと考えておられるのでしょうか。その辺を、まず最初にお聞きします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

地方公共団体におきましても、地方公務員法が改正されまして、人事評価制度の導入により、能力、また実績に基づく人事管理の徹底が法律により義務づけられたところであります。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

この人事評価制度、民間では成果主義賃金というふうに言われていますが、私も今までも予算への賛否や、そういった討論の中で、あるいは昨年生活保護の問題の一般質問でも取り上げましたが、どうもだんだん本格的な実施の動きになっているようであります。背景には、この実施を義務づける、今、市長も言われましたけれども、地方公務員法の改正があると思いますけれども、この国の指示どおりに全職員への適用を考えているのでしょうか。今後について伺いをいたします。

○議長（堀田 英雄君）

白尾部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。

これからの行政課題に対応していくためには、職員一人一人の公務に対する意欲と能力を高め、組織を活性化し、公務の質を高く保つことが要求されます。そのためには、職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握し、評価することが重要であります。人事評価制度は、本人の業務目標を明確にし、計画的また組織的に業務目標の達成に取り組んでいくものであります。

また、業務遂行にあたりましては、上司と部下の面談等により、情報の共有化、そしてコミュニケーションを図るものであり、職員の意識改革を図る有効な手段の一つと考えております。議員の今おっしゃるとおり、最終的には全職員への導入を考えております。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

かなり中間市としては、評価して、これを導入していくという考え方のようにすけれど

も、いろんな角度から、これに対して反論してみたいと思います。

まず、これは民間では、富士通が１９９４年の４月、もう２０年になりますけれども、ここも当初は管理職から始められております。半年ごとに一人一人の方が上司と面接をして、仕事の目標を決め、その到達度で５段階の評価をし、賞与、給与、昇格に反映させるというものです。一番上がＳＡ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｅ、こういったふうなランク付けがされているようです。それによって、給料や昇格にも格差が生まれます。公務職場では、東京都、ここが平成２５年度でみますと、部長職で最大７８．２万円の格差、課長職では５５．２万円の格差がつけられています。この東京都では、３０日以上病休の中で精神疾患の割合が、１９８０年には病休の中の８％でしたけれども、２００５年には４５．８％まで精神疾患がふえています。しかも、年代は３０代が約半数の４５％という、働き盛りが精神疾患に見舞われるというのが特徴的です。

そして、この評価についても、一般的にはその評価については不透明な部分が多いようです。なぜ自分はそのような評価がされるのか。本人にはわからないということもあるようです。東京都では、当局から個人情報の守秘義務のためだということで、その説明はできないとの回答がなされています。中間市では、この点はどうなるのか。それと、現在もやられていますけれども、管理職本人には、その評価内容についての説明がなされているのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

白尾部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。

本市の行っています人事評価制度は、評価を受けた本人にも評価内容を開示いたします。この最終的な評価結果をもとに、本人と面談し、来期の課題等について話し合いを行うことにいたしております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（７番 田口 澄雄君）

はい、わかりました。今、中間市では、先ほどＳＡとか言いましたけれど、どのようなランク付けがなされて、それは今は、賞与や給与や昇格には影響させていないということですが、今後についてはどのように考えているのか教えてほしいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

白尾部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。

本市の評価ランクも、S、A、B、C、Dの5段階評価といたしております。現在、試行中の人事評価は、人材育成等の客観的な資料として活用したいと考えておまして、給与等には反映してはおりません。試行期間中に、しっかりとしたスキルを身につけて、人事評価制度の精度を上げていくことが肝要であると考えております。今後は、改正されました地方公務員法にのっとり、人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用することが法的に義務づけられることになりましたが、その運用方法等につきましては、組合からの委員も参加もいたしております人事評価制度設計委員会に諮り、適切に運用に努めてまいりたいと考えております。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

日本共産党としては、このような人事評価制度そのものには反対ですし、全国的にも組合の中では、反対だという組合も結構あるのですけれども、公平性、透明性、納得性です。やるにしても、その辺の覚悟が必要だと思うのです。当局は、すぐこれを管理運営事項ということで、割と秘密的にしたがるのですが、今答弁では、中間はちゃんと開示するということですので、割と秘密的にしたがるのですが、今答弁では、中間はちゃんと開示するということですので、例えば、東京なんかでは本人に対する開示だけではなくて、組合等の第三者の立ち会いというのも求めています。ただし、これは拒否されていますが、中間市としては、そのようなことは考えていますか。

○議長（堀田 英雄君）

白尾部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

先ほど申し上げましたとおり、本人との面談を通じて、評価の結果につきましては、開示いたしておりますけれども、第三者に対しても開示すべきものとは考えておりません。

また、どうしても納得されないというきのために、総務課の中に、評価に関する苦情相談窓口を設置することにいたしております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

はい、わかりました。民間で実施されたところでは、さきに紹介した富士通の結果が教訓的です。これは、以前、生活保護の関係での一般質問でも紹介したと思いますけれども、再度紹介をいたします。

まず、社員同士のここでは競争が激化して、精神的ストレスに悩む社員が増加したという結果になっています。そのため、心の悩みというホームページまで富士通としては立ち上げたそうであります。

神奈川県川崎工場では、屋上からの飛び降りが多発したために、全ての屋上につながる階段を閉鎖をしたそうです。また、この内容ですけれども、新しい課題に挑戦をして、失敗をすればマイナスの評価になるため、手っ取り早く成果の上がる業務ばかりに目が行って、努力しても評価をされない業務は見向きもされない。そういう結果が出たそうであります。

それと、これは社長に対するクレームが外部からは非常に寄せられたということです。商品の欠陥、納期の遅れ、見積もりミスなどが多発したことから、そのようなことになったようですけれども、何よりも大きい問題は、ヒット商品が生まれなくなったそうです。チャレンジをして失敗をすれば、評価が下がる。この人事評価制度の一番の欠陥は、この辺に一番あらわれているわけです。やる気がとにかく生まれません。当局の方といろいろ話をしていると、いかにこれでやる気を出すかというのにもものすごく熱を込められるのですが、逆にこれをやることによってやる気を失っているというのが、例えばこの民間の先行、あるいは東京なんかでもそうです。

それと、外国の場合で、これはこの手法を最初に導入して失敗し、今はやっていないのがイギリスであります。社会保障の対応での先進地のスウェーデン、こういったところを見ましたら、職員は大体、そのポストの専門職として雇って、その能力が評価の対象になるようなんですが、日本のように、とりあえず採用して全然法的根拠も、仕事内容も違う部署に次々と回すような仕組みにはなっていないようです。ただ、イギリスの場合でも、今後は公務職場を目指すような方は、臨時的な対応ということで、そうした採用もあるようですけれども、基本的にはそういう採用はしていないというのが、状況のようであります。

今までの中間市の人事のあり方、これを見ましたら、一、二年単位でころころと異動したり、同じ部署を行き来したり、そういう職員を数多く、私も見てきました。また、1カ所に10年近くも異動なしという、そういう人も多くいました。私も電算室で10年いましたので、その一人ですけれども、それと管理職なんかでも、国保に私もいましたが、5年間で6人の課長が変わったりしています。こういう人事のもとでの評価となると、人によっては、この評価自体にもかなり公平ではない部分が出てくるのではないかと思います。ですが、その辺での評価の基準というのは、どのような内容で評価されるのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

園田課長。

○総務課長（園田 孝君）

お答えいたします。

課によって、業務内容等も違うのに、何を基準に評価されるのかというご質問でございますが、本市の人事評価は業績評価と能力評価と2つによって、総合的に評価する仕組みとなっております。

業績評価においては、担当者等が現在行っている職務について分析を行い、担当職務の問題点を洗い出し、取り組むべき目標を立てております。その目標の達成度と難易度によって、評価をいたしております。

また、能力評価については、一人一人の職員の具体的行動を評価いたします。能力評価は、職員の能力開発をすることが狙いでありまして、従来の何ができるかという潜在能力を評価するのではなく、何を実行したかという行動に焦点を当てて、評価いたします。

また、どのような行動を評価するかというものにつきましては、職員アンケートにより収集分析し、階層別に具体的な評価基準を作成いたしまして、それを職員にも公表しております。したがって、課が違って、業務内容の違いがあっても、評価は可能であると考えております。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

要するに、使うのはやはり個人の競争になるわけです。その辺でちょっと紹介しておきたいのが、先ほども紹介しましたイギリスの場合です。この制度の発祥の地はイギリスというふうに言われて、NPMというふうに言われています。元来、この言葉自身は、アメリカの行政学の中で登場した言葉なんですけど「New Public Management」の略語として、NPMというふうに言われています。新しい公共経営とかいうように訳されるらしいのですが、ただ、イギリスではこれは失敗をいたしました。今これを実施しているイギリスの地方自治体は皆無だそうであります。また、そのことによる後遺症もあって、今はそれを修復中というふうに聞いています。主に、サッチャリズムと言われたときに、新自由主義の手法として導入されたわけなんですけど、このイギリスの反省も日本の先行実施の先ほどの企業とよく似ています。首尾一貫した形での業績の評価が困難であるとか、全職員にするには費用がかかりすぎる、職員の動機づけ、つまりやる気にはさせられなかった。そこで、イギリスがこれから引き出した結論というのは、日本とはちょっと違います。イギリスでは、やはり人事査定はやっているのですが、評価し差別化をするためではなく、教育訓練と能力開発のために行っているということで、つまり今、日本で一般的にやられているような差を見つけて、それを給与に反映させ、総人件費の抑制を図るということではなくて、組織全体の能力の向上を図るために、個人の差を出して、その中で遅れている部分があれば、職員全体のボトムアップを図る、そのために活用するという。いってみれば、職場全体の総合力を強めるために、こういった手法を入れているということで、日本とちょっと逆に、動きが逆なんです。その辺で、こういった立場で、むしろ、国はそういう思いではきませんけれど、中間市としてはそういう思いでこれを活用するというのも、考え方ではないかと思います。誰がいいですか。その辺はどうでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

園田課長。

○総務課長（園田 孝君）

お答えいたします。

本市の目指す人事評価は、給与に差をつけて、人件費を抑制することが目的ではございません。人材育成のツールとして活用するものでございまして、適正に評価を行うことで、個々の能力の向上を図り、ひいては、組織全体の能力向上につながるものと考えております。能力と実績を踏まえた適正な人事管理を行っていくものでございます。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

どこも最初はそんなふうに言うのです。東京もそうだったらしいんです。結果的には、そうじゃない方向に動いていくのです。というのは、今から紹介しますけれども、国自身がそういう動きじゃないんですよ。その中でそういうふうに徹底してやるためには、相当な勇気と根性がいると思います。

日本の場合の人事評価制度の導入は、自治体みずからが考えて、効果があるので始めたというよりも、国からの一貫した政策の押しつけというのがあります。2000年、地方行革大綱、2005年の集中行革プラン、2006年の行革推進法と一貫しているのが、公務員の人数と賃金、ひいては、全体の人件費をどう節約するか。これを目標を決めて押しつけてくるわけです。そして、そのことを通じて、公務員労働者に分断を持ち込んで、上に対して従順な公務員像を押しつけているわけです。

一方、公務員の制度改革については、自治体の方針、業務について、意思決定をする企画部門、それと企画部門が決めたとおりに動く実施部門との分化によって、国の方針どおりに動く公務員をつくろうというふうな動きであります。また、それを推し進めるために、マスコミなども利用して、最大に公務員バッシングという形での外部からの公務員に対する攻撃も、こうした動きに拍車をかけています。

例えば、これは人事院の年次報告書による内容なのですが、国家公務員の給与は1999年から2009年までの約10年間でみますと、アメリカが37.5%、イギリスが16.85%、フランスが8.1%、これは増です。ふえているときに、日本は唯一、12.82%のマイナスになっています。公務員給与は、この間相当減っているわけです。それに輪をかけて、昨年皆さんも経験したと思うのですが7.8%です。これは中間じゃないのですが、国全体としては、7.8%の削減、退職金の約400万円にもわたる引き下げ、こういったのがそれらの12.82%に上乗せして引き下げられているわけです。大体、簡単に計算しても2割、給料が10年前から減っているというのが実態です。その

上で、国の方針としては、人は減らず。給与は減っていますが、そして仕事だけがふえるという状況が今つくられています。実に、職員は今でも不安定な状況に追い込んでいるわけです。こうした市職員が追い込まれた状況下で、これを職場の総合力ではね返すことが今は大事だと思うのですが、不祥事多発のこの中間市としては、一番やってはいけないカッコつきの改革というのが、こうした人事評価制度による職員の仲間意識の分断ではないかというふうに私は考えます。

中間の場合は、お聞きしますけれども、平成17年度以降の職員数はどんなふうな動きになっているのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

園田課長。

○総務課長（園田 孝君）

職員数につきましては、平成17年度の正規の職員は527名、本年度は441名でございます。17年当時と比べ86名の減少でございまして、率にして16.3%の減となっております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

この間の国全体の地方公務員正規の削減が、大体8.9%と言われているんですけど、中間市では今言われましたけれど16.3%、いろんな国の制度改革等のために、今は非常に職場は忙しい状況になっています。制度が変わるたびに、苦情が持ち込まれるのは地方自治体です。また、制度変更にあわせたコンピューターの設計、仕様変更、職場では画面の管理だけでも大変です。業者等の指導あるいは打ち合わせ、対応を、仕事量としては非常にふえているわけですが、このような中で、周りの職員と競争意識を持たせるというのは、ただでさえ忙しい中で、横を見たらそれは敵であるということになるわけですから、とんでもない話だと思うのです。こういうので、本当の職員としての能力が発揮できるというふうに考えているのでしょうか。どなたでも結構ですが。

○議長（堀田 英雄君）

白尾部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

確かに、公務員職場というのは競争原理が働きにくい職場ではあると思います。この人事評価制度というのも、制度、人事評価自体が目的ではなくて、それを導入することによって、人材育成を図って、そして組織としての総合力を高める中で、住民サービスを向上していくという、そういう目的のために導入する一つのツールと考えておりますので、これは法律にしたがって、中間市としても粛々と進めていきたいと考えております。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

今のも答弁としては、東京なんかと一緒に、最初はそういう答弁なんですけど、国自身がそういうつもりじゃないんです。その中で、いくらそういうふうによいように並べられても、現実的にはやっぱり競争が激化して、非常にいびつな職場に、私はなっていくというふうに思っています。

それで、ほかにもこういった今までの事例の中で人事評価システム、あるいは成果主義賃金というのが、批判されているのがたくさんあるので、ちょっと紹介しますが、例えば日立製作所です。ここでは、産業医が日立病——日立シンドロームと名づけて、警告をしています。特徴は、30代が仕事にやりがいを感じていないというのが多いということです。これは、精神疾患の問題では、東京都の職員とよく似ています。今後の日本を背負っていく、土台骨になるような30代、40代に非常に大きな影響が出ているわけです。こういった指摘は、そういう企業からだけではなくて、労使で構成する社会経済生産性本部からも出されていますし、既にやられた大阪府なんかでも、評価をした人とされた人との中から、「資質能力、執行意欲の向上にはつながらないと思います」という意見が、評価をした人の中では74.7%、評価をされた人の中では70.4%が、そういうアンケートに答えています。それに、これは経済産業省の中の研究チームがあるんですけども、そこでも一橋大学の大学院教授の守島先生という方が、やはり同じような指摘をされて、このシステムの結果についてやらないほうがいいよと、そういうふうな意見を述べられています。そうしたことで、この制度自身は、はっきり言って、先行してやったイギリスでも、日本国内の民間企業の中でも、あるいは政府部内の研究者の中でも、あるいは労働者と使用者でつくっているそういった研究チームの中からも、むしろやらないほうがよかったという結論が出ているわけです。それでも、国が言うからやらないといけないというふうに流れる可能性もあるんですけども、その場合にもせめて守ってほしいのは、先ほど言われたような、うちの理念は理念としてきちんと守りながら、導入するときだけの言葉に終わらせてはほしくないというふうに思います。

それと、職員の納得、公平性、透明性、そういったものも確保しながら、組合ともちゃんと協議をして、執行部だけで一人走りにならないような、それとやっぱり職員の意見をよく聞くということです。そういったことをちゃんと念頭に置いて、実施してくださいとは言いませんけど、実施するなら、そういう立場でやってほしいと思います。この問題で、個人的に聞いた中で感じたのは、管理職自身が、これが一番せわしい仕事だと、むしろこれがないほうが、仕事がしやすいという、そういう意見も出ています。ですから、そういったふうなことは、今やられている管理職自身が、このことに対する率直な意見として感じていることじゃないかと思うのです。そのことも考えていてほしいと思います。

時間があまりないので、次、非正規の問題について質問を移らせていただきますが、非正規の職員の種類と人数についてお聞かせをください。

○議長（堀田 英雄君）

園田課長。

○総務課長（園田 孝君）

いわゆる非正規職員には、嘱託職員、非常勤職員、臨時職員がありまして、本年4月1日現在で、嘱託職員が68名、非常勤職員が31名、臨時職員が89名の計188名であり、再任用職員を含む正規職員は472名でございますので、全職員に占める割合としては、28.5％となっております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

日本全国では、既に非正規が5割を超えているという職場がかなりあるようで、福岡県にもあると聞いております。どこかはわかりません。それと、大阪府なんかでも5割を超えている自治体があるというように聞いています。

今、再任用の職員は、正規に含められましたけど、実際には週に3日休まないといけません。年金の関係でそれが除かれた人も何人かいらっしゃると聞いていますが、ちょうど正規と非正規で中途半端なところにいらっしゃるのです。ですから、この人たちをもし加えなければ、約3割が今の中間の非正規だということになります。例えば、お聞きしたいんですけど、臨時職員の今の勤務条件というのは、どんなふうになっていますでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

園田課長。

○総務課長（園田 孝君）

日当から申し上げますと、一般事務の臨時職員6,200円、病院看護助手等が6,400円、保育士が6,600円、正看護師が7,800円、准看護師が7,500円、保健師が8,000円などでございます。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

臨時といっても、今聞いたように、非常に専門的な方が臨時として働いておられるのです。それとかつて臨時職員の日当は、私が退職する前までは、日額6,400円と計算をしておりました。今、それが6,200円で、もう200円下がっているわけです。かつては、私は秘書課にもいましたけれど、臨時職員にも夏と冬の一時金が出ていました。今

これはなくなっているわけです。ですから、非常にひどくなっているんです。それと、勤務が前は一般職員と一緒にいたのですが、今はそれがなんか13日から21日の幅の中で勤務をするというのを聞いています。これは質問にはいれずに、私が勝手に言いましたけど、そんな状態があります。本当にひどくなっているんだというふうに思います。

次に、嘱託職員の労働条件についても教えてほしいんですが、今、任用の期限というのがありますか。

○議長（堀田 英雄君）

園田課長。

○総務課長（園田 孝君）

嘱託職員の労働条件全般についてご回答いたしますと、勤務時間や休暇等については正規の職員とほとんど同じとなっておりますが、任用形態が違うため、一時金はありませんが、退職金等はありません。また、任用される期間についても、6カ月ごとの更新となっております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

こういう非正規の問題は、政府の動きから見てとれるんですけど、まず正規職員、先ほども言いましたように、86名減らす中で、地方自治法の172条の3項の中では、こういう非正規、臨時または非常勤の職員は定数条例からも省くことができるということで、扱いが自由なわけです。そういう形で人件費を抑え込みながら、こういうふうに専門職も含めて非正規で入れて、次には職場ごと民間に業務を投げ渡す指定管理、市場化テスト、PFI、こういった手法で今度は非正規も含めて、職場ごと丸々民間に投げ渡すようなことが起こっているわけです。これが、国が求めている方向性でありまして、中間市も今、大体この動きの中にあるわけです。逆に、指定管理をされた職場では、契約期間というのがありまして、これが過ぎると、職場ごと業者が入れかわって、人間が入れかわる場合もあるわけです。

それと、高い金額で出すとこれはほかの業者にとられるので、かなりダンピングして安く抑えるということも日々あるようです。その結果、その労働条件はもっとまたひどくなるという、そういう悪循環が起きているわけです。

そして、非正規の内容を見ますと、今言われましたけど、嘱託職員についても非常に専門性の高い職種が多いのです。それと、女性がやはり多いというのが特に目立っています。ですから、正職員は86名減らしながら、市民要求の強い福祉部門、専門的な部分で非正規の嘱託職員を充てられて、いよいよ人員不足の職場には臨時職員を配置しているというのが、今の一つのパターンではないかというふうに思われます。当然、必要な人材を金銭

的に安上がりにあげるものですから、そういう配置をしているんじゃないかというふうに思うわけです。

それと、この非正規職員の増加の問題については、中間市の行政の問題としてだけではなくて、国の経済と今後の方向性という点でも、考えていかなければならないというふうに思います。昨年、公明党の中尾議員から提案された意見書の実態のように、ワーキングプア、そのように呼ばれる貧困層が多発しています。国全体でも人数で見ると、1,900万人を今超えているそうであります。実に、全労働者の4割、若年層25歳未満では約5割の方々が、ワーキングプアと呼ばれる貧困層の非正規の労働者の実態であります。この非正規労働者の収入実態を見ましたら、総務省の2012年就業構造基本調査というのに数字が出てまいります。それによりますと、年間所得が50万円未満、月に4万円です。こういった方が11.3%、50万円から100万円未満が29%で、実に100万円未満の収入の方が、非正規の中では4割を超えています。月にして、100万にしても8万円です。そしてまた、100万から150万円の方が23.8%、150万から200万円が12.6%、実に76.7%、4人に3人が200万円未満の収入ということになるわけです。非常に、これは200万といっても12カ月で割ると16万円ぐらいです。これから、社会保険料だとか、いろいろ引かれて、中には、それで家賃を払われている方もおられるわけですから、本当にとんでもない生活を今、若者、あるいは非正規の方が強いられているわけです。市の職員の臨時職員に目を移しますと、誰かの扶養になっている場合はそれでもやれると思うんですけど、そうじゃなくて、自分だけの収入で生活をしてらっしゃる臨時職員の方もおられるというふうに聞いています。一般的に、一般職公務員という、臨時職員も含むんですけど、地方公務員法では、職務専念義務と営利企業との従事制限という法律があります。臨時職員の方が他の職業を生計困難なために兼業をされている場合、国内では、かなりそういうことも報告されているんですけど、ダブルワーク、トリプルワークということで、2つも3つも仕事をしている場合、このような場合は、法的にはどうなるのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

園田課長。

○総務課長（園田 孝君）

お答えいたします。

臨時職員についても、地方公務員法の適用がございますので兼業はできません。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

ですから、13日とかだったら、本当に何万しかないやつで、一人で生活されている方

がいて、それから家賃、生活費、全部賄って、一般的には公務員でなければ、臨時といえども公務員ですから、こういう制限を受けるわけですが、一般的にはそういう方は、二つも三つも仕事をして頑張っている方が多いわけです。考え方として、もともとこういった臨時職員の収入というのは、地公法では考えていなかったと思うんです。当初は。ですから、やはりこれは解決方向としては、国際的にも、国内的にも、1つの動きとしては、時給1,000円以上という、こういう考え方もあるんじゃないかと思う。今、中間市の臨時職員の時給は800円と聞いています。これを1,000円まで引き上げるということは、不可能なんではないでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白尾部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

やはり臨時職員といえども、中間市だけ突出した賃金体系をとるとするのは困難だと思います。中間市の臨時職員の賃金というのは、他市と比較しても、決して低くもなく、高くもなく、中間ぐらいと考えています。今後こういった臨時職員の賃金水準につきましては、他市の動向でも見ながら、検討はしていきたいと考えております。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

なるべくいいような方向で考えてほしいと思います。

それと、もう時間がないので嘱託職員の問題なんですが、まず嘱託職員の問題としては、退職手当がないという問題です。それと勤続が何年でも一般的な嘱託職員は頭打ちがあって、何十年務めた人も、きのう入った人も同じ給料なんです。この辺は長野県のある市では、39年までは加算の制度で少しずつ上げるような仕組みだとか、静岡県なんかでは節を設けて、給料を上げていくような仕組みを考えているところもあるようです。中間市としては、こういったやり方については、導入はできないのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白尾部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

嘱託職員の方の経験年数による加算制度でございますけれども、中間市も以前は42歳までは段階的に上がっていく制度を設けておりました。だけれども、そういうふうと同じ仕事を、内容をやっている職員について、最初から差をつけるのではなくて、そのとき改正しましたのが、一番高いところの賃金を持ってきて、42歳のときの賃金水準を持ってきて、現在の嘱託職員の月給、給与に出しております。退職金につきましても、昔はあったんですけれども、その3年間に1回出している退職金の金額を割り崩して、月給の中に入れ込んでいくという、そういう改正を行って、今、中間市の嘱託職員の方の賃金水準と

いうのは、この辺の自治体では一番高いところにあるとは思いますが、そういう賃金水準でございます。いずれにしても、この件につきまして、嘱託職員が全体の賃金水準を見直す中で、また検討していきたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

もう時間がなくなりました。まだいろいろあったんですけど、本当に人は宝ですので、そこを中心に考えてほしいと思います。

以上で終わります。

.....

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、介護保険制度について質問をいたします。介護の社会化を目指してスタートしました介護保険制度も、2015年4月から第6期を迎えます。高齢化が進み、ひとり暮らしや老々世帯がふえる中で、介護保険の役割はますます重要になってきているのではないのでしょうか。しかし、国会で審議中の医療・介護総合法案は、多くの要支援者を介護サービスの対象から外し、入院患者の追い出しをさらに強め、社会保障費を削減するものです。

さて、介護保険の改定案の一つは、要支援者向けのサービスを介護保険給付から外し、市町村が実施しています地域支援事業に新たなメニューを設け、要支援者には安否確認や配食サービス、運動や栄養指導などサービスの大半をNPOやボランティアなどに丸投げし、自治体の判断によっては、既存の介護事業者を通じた生活援助や通所型サービスも認めると、こういうのが政府の方針です。しかし、これらの代替サービスには人員基準も運営基準もなく、サービスの内容は市町村の裁量任せになっております。要支援者の人たちから楽しみにしているデイサービスに行けなくなる。掃除や食事をつくってもらっているヘルパーさんとおしゃべりもできなくなり、テレビが話し相手では寂しい。こうした不安の声はあちこちから上がっています。現在、要支援1、2と認定され、介護サービスを受ける人の80%は、ヘルパーによる訪問介護やデイサービスなどの通所介護を利用しています。全国では、要支援1、2と判定されている人は160万人といわれておりますが、中間市の要支援と認定された人の人数について、まず伺いたいします。所管のほうからお願いします。

○議長（堀田 英雄君）

小南課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

ただいまのご質問にお答えします。

平成26年5月末現在で、要支援1の方が664名、要支援2の方が500名、合計で1,164名でございます。

以上でございます。

○議員（6番 青木 孝子君）

ありがとうございました。

中間市は……。

○議長（堀田 英雄君）

手を挙げてやってください。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ごめんなさい。中間市は来年度から、要支援1、2の人たちへの介護サービスは、従来どおりのサービス提供が可能でしょうか。政府は、先ほど申しましたように、いろんな代替サービスなども言っておりますけれども、市町村の裁量任せにするとっております。どうでしょうか。所管の方お願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。

議員ご指摘のように、国において要支援1、2の認定者に対する訪問介護、通所介護を従来の予防給付から地域支援事業への移行ということで検討されております。ただ、現状では、まだ財源及び事業費の上限割合等の細部について方向性が示されていないというのが現状でございます。それにいたしましても、27年度からの第6期の中間市の高齢者総合保健福祉計画は、今から検討を進めていくわけでございますので、その中で、本市の方向性を進めてまいりたいというふうに考えております。

ことしの1月に実施いたしました日常生活圏域ニーズ調査の結果等々を反映して、その情報を作成委員会のほうに情報提供を行いまして、サービスの低下を招くことなく、またニーズに即した事業体制を検討していただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ただいまのご答弁では、サービスの低下がないようにしていきたいと、前向きな姿勢でご答弁いただきまして、ありがとうございました。しかし、中間市では、これまで要支援

1、2の人たちへの介護給付費は、全国の平均は3%ですが、それを上回るものにたしかになっていたと思います。8%と聞いておりますが、財源的なものも、政府は5%、4%に抑えろというようなことと聞いておりますが、その点でサービスがこれまでどおりにできるかなという疑義が湧くんですけど、その点については、どういうふうに財政的にしていきたいというふうに考えておりますでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

小南課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

お答えいたします。

先ほど部長のほうから申しましたように、現在、まだ地域支援事業に対する上限というのが、国のほうから示されていない状況でございます。そうした中で、それに示された中で、できるだけサービスの低下が発生しないような、サービス体系を当然検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

政府は、財政を抑えるために、先ほど申しましたように、ボランティアとかNPO、地域の力を活用せというようなことがかなり強調されておりますが、その点について、市長、どういうふうに思われますでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今、担当のほうから申し上げましたように、いろんなことはまだはっきりしておりません。そういう中で、いろいろご答弁させていただいておりますが、地域で支え合える、そのようなまちづくりを進めております。そういう中で、ボランティアの方、またNPO法人の皆さん方の力を借りながら、そのような該当される方をしっかりとしていきたいと、そのように思っておりますし、逆に、市の意向というか、思いというのが割と反映させやすくなったんじゃないかなという思いも少しはございますので、そういう流れの中で、しっかりと対応していきたいと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

もう一度確認したいのですが、市の意向が反映しやすくなったというふうに、今市長は答弁されましたけど、具体的にはどういう内容ですか。ちょっと今理解しがたい。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

具体的にはどうの、こうのというのはないんですが、地域にやはり下りてまいります。そういう中で、いろんなボランティアの方等々、一緒になってやっていかないといけないという、その中で何かやっていこうという、その意識が盛り——盛り上がるとはおかしいんですが、協力していかなければいけないという思いが強くなるんじゃないかなという思いはしております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、自治体が、先ほど言いましたように、ボランティアやNPOに任せようとする地域支援事業が行われようとしておりますけれども、これまで介護サービスというのは、全国一律の介護サービスだったと思うのですが、こういうことになると、市町村によって、また同じ市町村内でも地域によって、介護サービスの質などが大きく差が出てくるのではないかというふうに危惧いたします。手厚い地域と、そうでない地域が生じますが、その点について、といいますのも、NPOやボランティア、それは地域的なそういう支えなりの人材がないとできないということも含めまして、そういうところからそういう格差が出てくるのではないかと思います。その点、今、市長は大いに活用したいというふうに言っておりましたので、その点について確認をしたいのですが。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

おかげで中間市は、小さな市でございまして、お互いの皆さんの顔が見える行政運営をやっております。そういう中で、ボランティア団体の方等々もしっかり顔は見ておりますので、地域地域ということじゃなくて、市全体のことに対して、対応をお願いしていきたいなと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

住民と身近に接している医療や介護を担う地方自治体です。中間市からは、医療・介護総合法に対して、異議申し立てが全国では噴出しております。中央社会保障推進協議会が47都道府県の社保協を通じて、昨年11月から12月に行った全国市町村介護保険見直しに関する緊急調査では、ちなみに637の市町村や広域連合の保険者が回答しておりますけれども、要支援1、2の人が利用していた訪問介護や通所介護を市町村事業に移行す

ることについて、205の保険者が不可能、251の保険者が判断不可と答え、70%を超えております。また、111の自治体が可能と答えておりますけれども、介護サービス事業者やボランティアなどとの協力の仕組みが明らかでない、国からの財政的支援が必要、国で想定しているボランティアやNPO法人など地域のマンパワーを活用できる環境が整っていないなどこうした見通しが立っていない、などの意見が上がっております。この調査の結果からも、要支援1、2と認定された人の訪問介護や通所介護を市町村へ移行することは困難である実態が、全国では明らかになっております。こういう結果について、市長、どのように思われますでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

議員言われますように、これはいろいろな不安を抱えた流れだと思っております。しかしながら、介護を受けられる方が大変ふえておりますし、そういうこととの総合的な国の判断で、こういう流れができていくんじゃないかなと、そのように思っておりますし、また当市におきましても、そういうことをしっかり、ちょっと私もはっきりしたその様子というのは頭の中に入ってきておりませんが、しっかりとしていかなければいけないという思いはございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

まだまだこの内容というのは深い意味もありまして、十分な理解がいついていないかなというふうに、私は市長の答弁を聞きましてそういうふうに感じております。

日本共産党市議団は、この間、市内の介護施設を訪問し、懇談してまいりました。介護現場の声をいくつか紹介しますが、こういうことをお聞きしまして、理解を深めていただきたいと思います。

例えば、要支援者への介護サービスは状態の改善と悪化の予防が目的です。専門の人がかわり、本人の意欲を引き出すことで、自立した生活を可能とするというものなのに、ボランティア任せでは、予防給付の目的が果たせない。

それから、要支援の人でも限りなく介護1に近い人もおり、簡単に線引きできない。これは大事な問題と思いますが、認知症の人は初期の対応が大切です。適切な援助がなくなれば、認知症は二倍、三倍のスピードで進んでしまいます。ボランティアでは対応できません。専門職の援助こそ必要ですと、強調しております。私は、介護施設の方たちの懇談で、専門職、ホームヘルパーさんの役割を痛感したところです。ホームヘルパーさんの専門性について、どのように認識していますか。市長でも、所管の担当部長、課長でもよろしいですが、ご答弁をお願いします。

○議長（堀田 英雄君）

小南課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

お答えいたします。

ホームヘルパーさんということで、当然、国の資格を持った方でございます。国の資格を持っている以上、それなりの専門的な知識を持たれております。当然、その知識を生かした中で、今まで支援を行ってきていただいておりますので、今後とも、これは必要不可欠な部分であるかと思えます。ただ、どの部分をヘルパーさんで担うのか、ボランティア、NPOの団体の方にお任せできるのか。その線引きにつきましては、やはり慎重にやっていくべきだと考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

その線引きということの言葉が出ましたけれども、要支援1、2というのは、これまで介護保険制度の中で、そういう認定度が出ております。ということは、介護サービスが必要と。介護サービスが必要ということは、そういう専門職の方たちが対応すべきではないかというふうに私は考えておりますので、ぜひそういうことで、今後とも考えて施策を進めていただきたいというふうに思います。

ホームヘルパーの仕事は、高齢者の心の支援が重要であり、先ほど課長のほうも言われていましたけれども、家事だけを効率よくこなせばいいというものではありません。介護するということは、その人のこれまでの人生を知り、その人らしく、最後のときを過ごしていける手助けをするということです。専門的な対応ができなければ、重症化を招き、対応の仕方で人権や尊厳を傷つけることになるのではないのでしょうか。

次に、介護保険の改定案の2つ目であります。今後、特別養護老人ホームに入所できる人を、原則要介護3以上に限定するというのです。現在、特別養護老人ホームの待機者は全国では5万2千400人、そのうち1万7千800人は要介護1、2の人ですが、法案が通れば、それらの人は一部の例外を除いて特養ホームの入所の対象外にされ、待機者の枠からも除外されます。中間市における特養ホームの待機者の実態について、お伺いをいたします。

○議長（堀田 英雄君）

小南課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

お答えいたします。

現在、中間市の住民の方で特別養護老人ホームの待機者として上げられておりますのが、

176名の方がおられます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

かなりいらっしゃるということがわかりました。

それで、先月5月29日にお隣の北九州八幡西区で88歳の夫が介護に疲れ、寝たきりの妻を殺害したという痛ましい事件がありましたが、このことは記憶に新しいことと思います。この内容を見ますと、2年ほど前に寝たきりになり、自宅で療養していた妻は、5月14日に市内の介護施設に入所しました。しかし、わずか2日後に夫が自宅に引き取ったということです。この事件の記事を見まして、私も大変なことなんだというふうに痛感したのですが、お金がないと、ちゃんとした施設にも十分入れないかなというふうに感じましたが、市長どうでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そうですね。老々介護の問題、大きな問題でございますし、施設に入るにいたしましても、最低それなりの金額が必要でございます。特養老人ホームの入所に関して、いろんな国の施政がかかってきておりますのが、やはり国自体も、このお年寄り対策に対しましては、介護にしろ、何にしろ、費用がかかりすぎるという。その中での方向性だと思いますけど、やはり現場というのは大変な状況下にあるということは、十分認識はいたしております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

政府は、介護給付費を抑制するため、特養ホームの増設を抑え、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームなどの整備を応援してきました。今、中鶴の地域にもサービス付き高齢者住宅を建設中ですが、西小の前にも、これはもう既に建っておりますが、そういう住宅が、今、中間市内でもどんどん建設をされております。これらの施設を利用するには、部屋代や食費、介護サービスなどの利用料などを合わせると、月15万円から25万円の負担が必要と言っております。市長も危惧されておったとおりですけれども、このような高額な金額は、低所得者にはとても入れる状況ではありません。また、特養ホームへの入所ができるのは、要介護3以上に限るという新制度になると、老々介護や介護疲れをめぐっての悲惨な事件がますますふえてくると危惧いたします。市長の先ほどもお話がありましたけど、重ねてこういう状況についてどういうふうに思いますでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういうふうなお金のあまりお持ちでない方、そういう方に対して、何らかの手は打っていかねばいけないとは思っておりますし、軽費老人ホーム、またサービス付高齢者住宅、また早々、いろんな施設を利用していただきたい。また、そういうあたりはしっかり紹介していききたいなとは思っておりますけれども、やはり超高齢化社会を迎えるにあたりまして、これは中間市だけではなくて、国全体がそういうあたりは、しっかり対応しなければいけない。先ほど申し上げました人口問題もそうでございます。少子高齢化の問題も一緒になって、大きな国の課題として捉えていただきたいなと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

やはり特養ホームに入りたいなと思われている方は、先ほど申しましたように低所得者ということで、とても1カ月15万円から25万円払えない。ましてや年金はどんどん引き下げられていますし、消費税も上がり、もろもろの支払いもふえている中で、やはりその上に要介護3以上の方、要介護1、2の人たちは、かなり今回私、介護施設を訪問しまして、ひどい状況の人たちだなというふうに関し実際お会いしまして感じました。そういう人たちが、そういう施設に入れなくて在宅でというのは、とても無理だというふうに関し考えます。ましてや共働きもふえていまして、おうちで面倒を見るなんていうことはできないということで、今後私もどうなるのかというふうに関し、本当に不安な気持ちでありますので、その点は、事あるごとに、市長も国や県にどんどん声を上げていただきたいというふうに関し思っておりますが、介護施設で懇談した中でも、こんなことも言われました。

認知症の人がJRにはねられた事故の判決がでたが、在宅のケア体制を整えずに、家族に責任を押しつけるのはおかしい。鍵をかけても出ていくのが認知症の人です。国は何もわかっていない。認知症の人は、座敷牢にでも入れろというのか。現場を知らない人が机上の空論ばかり吐く。と、こんな怒りの声を上げております。独居老人や老々世帯、共働き世帯などがふえ、家族の介護力が落ちているのが現状です。ちなみに、本市の独居老人や老々世帯の実態について伺います。課長、よろしくお願いします。

○議長（堀田 英雄君）

小南課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

お答えいたします。

現在、住民基本台帳上の数字でございますが、独居高齢者の世帯といたしましては、4,194世帯でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

独居、老々世帯で4,194世帯とはかなりいらっしゃって、もちろん介護を使わなくて元気に最後まで過ごせられる方が多いとは思いますが、やはりいずれは介護にお世話にならない方が大半だというふうに考えております。こうした中で、まだまだ事件がいろいろ起きております。

もう1点は、警察庁のまとめでは、認知症の人が徘徊などで行方不明になる人は、年間1万人以上にもものぼり、数百人が死亡していることがわかりました。これは、テレビでも放映されておりましたが、介護保険法が改悪されると、介護難民が地域にあふれ、介護を必要な高齢者のみならず、家族の介護負担は一層深刻になり、現役世代が介護のために仕事を辞める人をさらにふやすこととなります。政府は、介護保険制度を導入するにあたり、家族介護に大きく頼ってきた今までの仕組みから介護を社会全体で支える仕組みを確立すると言ってきましたが、介護の社会化に逆行し、制度の理念を否定するのも同然というふうに私は考えますが、市長どうでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これはまだ国の経済状況からいろんな流れの中で大きな問題でございまして、そういうような、中間市もしっかり頑張っていけないかんという、そういう、その思いだけでできるかといったらそうもいかん部分もございまして、いろんな財政問題等も含めた中で、できる範囲しっかりやっていきたいとは思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、市長がいみじくも国のということで、本当に国もひどいですよね。社会保障の財源をつくるために消費税を上げるといいながら、年金は下げ、介護保険もこういうふうにして締め出してしまおう。本当にひどい状況です。私、中間では介護保険制度では、国保料を含め、いろんなサービスも手厚くしているというふうに、よくわかっておりますけど、一層、こういう国の姿勢に対してしっかり意見を、住民の声を上げていただきたいというふうに思います。どうでしょうか。市長。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

どこの自治体も同じような問題を抱えておりまして、そのような声を上げてまいりたいと思っております。しかしながら、国自体も大変な財政状況でございますので、国の動向等々を見ながら対応していきたいと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

市長がどうしても国をカバーしますので、一言また先ほど消費税の話もありましたが、今回議案で提案されています法人税の引き下げ、これもひどい話ですよ。そういうところをしっかりと財政を見直せば、こうした社会保障を削減する必要はないということを強調しておきたいと思っております。市長よろしく願いしておきます。

次に、地域包括支援センターについて伺います。

今回、介護保険制度をいろいろ問題にするにあたりまして、地域包括支援センター、どういうお仕事をしているかということで、改めて、私はこのしおりを開いてみました。そうしますと、介護保険や介護予防に関すること、福祉サービスや医療など、暮らし全般にかかわる相談事、虐待防止や権利擁護に関する相談などを行い、地域で高齢者がいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活できるように、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点と、このように位置づけております。

中間市の地域包括支援センターは、国の基準に照らして、適正な人員配置になっておりますでしょうか。まず伺います。答弁できるところで、伺います。市長さん。

○議長（堀田 英雄君）

小南課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

お答えいたします。

基本的には、基準というものがございまして、現在、保健師が1名不足しているような状況ではございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、お聞きしたとおり、市長も包括支援センターの業務内容というのは、しっかりわかりだと思いますが、その中で大事な保健師さんが一人足りないということなんです。私もいろんな方から相談がありまして、地域包括支援センターの方々にはお世話になっておりますが、本当に懇切丁寧に最後まで行き届いたサービスなり、相談事の解決をしていただいております。しかし、やはり専門家の保健師さんが1人足りないということは重大な

問題だと思いますが、1人ふやすということでお考えはないでしょうか。それはどちら、市長ですか。お願いします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

大変業務もふえておりまして、その相談件数等々も大変な件数が上がっております。そういうことも踏まえまして、ソーシャルワーカー等々も踏まえながら、1名あたりは増員したいなという思いはございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ぜひ1名の増員をよろしく願いいたします。

ただ、次に1名の増員だけでは終わらないんですけれども、新制度でこれから大変になるということで、本当に大変になってまいります。地域包括支援センターの業務は本当に膨れ上がるのではないかと考えております。そういうことで、地域包括支援センターの体制充実を図るべきではないかと思いますが、不足の部分だけではなく、もう少し人員をふやすお考えはないでしょうか。それは、市長か総務課長か。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

包括支援センターの仕事業務です。大変、多岐にわたっております。25年度に受けた相談件数が約3,000件を超えているということで、医療、介護、権利擁護というような、そういう相談でございます。その相談、対応は、傾聴、聞くだけではなくて、やはり訪問したり、面談したりということで、相談者の日常の実態把握というところも努めております。そういったことで、議員ご指摘のように、業務量が増加するので増員というお話でございますけれども、国のほうで2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築というようなことのお話もありますので、そこら辺の医療等々の関連機関との連携です。そういうのを、この包括支援センターが中心的な役割担うであろうというふうに考えておりますので、そういった体制の中で、十分に対応できる体制の整備というものを考えていかなければならないのかなと、そういう時期が来るだろうというふうには思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、部長のほう包括支援センターの今後のあり方も含めて、もろもろの仕事のご説明がありましたが、市長どうでしょうか。そういうことで、いずれはふやさないかんかなと

というような部長のお気持ちだったような気がします、市長、その点でふやしていくということでご答弁いただけますか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今、部長が言いましたように、地域包括ケアシステム等々の構築を今からしてまいります。そういう中で必要であれば、そういうふうな方向でいきたいと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

地域包括支援センターの方々、それから関係所管の職員の方々のご意見をしっかりお聞きになって、体制の充実をぜひしていただきたいと思います。

それとあわせて、ここの地域包括支援センターの職員さんというのは、先ほどもろもろ出ておりますが、専門性が問われる仕事だというふうに考えております。そういうことで、業務内容からしましても、果たしか嘱託職員がほとんどというふうに聞いておりますけれども、これは正規の職員にぜひすべきではないかというふうに私は考えておりますが、どうでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。

確かに、ケアマネさん等々は嘱託職員ということが大多数でございます。この資格というのは、今いうように、ケアマネ等の国家資格を持っている方、それに特化した業務をやってもらいますので、職員でなければならないというふうになるのかな、というふうに考えておりまして、現状の体制でやっていけるのかなというふうに考えております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

先ほど、田口議員の質問の中でも嘱託職員の条件というのが出されておりましたけれども、6カ月ごとの更新、それから給与についてももう頭打ちだと、途中で見直しをしたということで、その浮いた分を退職金の分をふやしていったというようなことで変わらないと。1年の方も、10年の方も変わらない条件で、繰り返しますが、6カ月の更新なんて、これだけ高齢化が進む中で大事な仕事を担っている多種の職業です。やっぱり正規じゃなくて、嘱託職員というのは過酷なことではないかというふうに思いますが、市長どうでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

非常に専門性の高い嘱託の方は、この方以外で看護師さんもおられます。保育士さんもおられます。今のお話でいけば、当然そのような看護師さん、保育士さんも同じようなこととなります。そういう中で、大変な賃金等々の増加にもつながる話でございまして、先ほど申し上げましたように、嘱託職員の方は他市に比較いたしましても、いろんな条件、うちの職員と同じでございまして、給料等々の面につきましても、他市にそうそう劣っていない状況でございます。そういう意味からも、今の状況でいかせていただければと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

私は、特にこだわるのは、6カ月ごとの更新という。こういう条件はやっぱりのけるべきではないかというふうに、常に、先ほど答弁がありましたよね。ということなので、その点についてはどうなのでしょう。

○議長（堀田 英雄君）

白尾部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。

中間市の今、嘱託職員の方も、一応、臨時的任用という概念の中に含まれますので、地公法上、半年以上継続して採用できないという縛りがありますから、6カ月ごとの更新をいたしております。事実上、ずっとそれは継続雇用はしておりますけれど、法制度上、そうなっておりますので、半年ごとにいたしております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

やはりどここの仕事も大事な仕事をされているとは思いますが、嘱託職員の方でもこれから非常に重たい仕事になりますし、ぜひそういう意味では、正規なり、そういうところを裁量で改善ができる方向で、ぜひ考えていただきたいと思います。

次に移ります。

次の中鶴地域の住環境整備について質問いたします。

公営住宅は、公営住宅法第1条に明記されていますように、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して安い家賃で賃貸し、国民

生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。老朽化した中鶴県営住宅や市営住宅は、公営住宅法でうたっているように、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅とは到底いえません。中鶴県住宅や市営住宅の築年数をまずお伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

間野課長。

○都市整備課長（間野多喜治君）

お答えいたします。

昭和44年から50年になっております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

45年から50年ということで、私もなるほどなというふうに思います。例えば、もう職員の皆さんもご存じだと思いますけれども、中鶴県住の住宅は、壁にひびが入ったり、軒下のコンクリートが剥離という、剥がれ落ちたり、いろんな状況が見られます。また、市営住宅も住民の皆さんから、こんなふうに家が傾いているよ、それと階段のこの下を見てください、ここは空洞になっていますよと、こうした声が出てきて、地震が起きたら家は本当に倒れてしまうんじゃないかと、不安の声が上がっております。県営住宅や市営住宅の住環境整備の進捗状況について簡単にお伺いいたします。

簡単にお伺いします。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

わかりました。本年度市営住宅の基本構想をする予定でございます。26、27で基本構想をさせて、順当にいけば、28年度実施設計、29年度に第1期工事に進めたらいいかなと思っております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

聞くところによりますと、住民説明会があったということで、県住も市営住宅もです。県住のほうでは家賃が高いとか、エレベーターや外灯、共同施設の維持管理費になります公益費が高くなるから、とても建て替えなんてというような話も出たというふうに聞いておりますが、そういう住民の皆さんの意見、それから要望などを取りまとめるような、そういうものは現在できているのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

中鶴の市営住宅につきましては、住宅環境整備委員会が設置され、市営住宅建て替えの要望書が提出されております。県営住宅については、まだ決定しておりません。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

私が先ほど言いましたのは、県住のほうからたくさんのそういう声が出たということです。私も見て回りまして、これは地震がきたら大変なことになるので、建て替えないといけないのではないかというふうには思っておりますので、ぜひ住民の皆さんの声をどんどん吸い上げていって、いい方向に進めていただきたいと思いますと思っておりますが、どうでしょうか。それは市長ですね。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

県営住宅のほうも地域のそういうふうな組織ができ上がったということは、聞いております。そういう中で、市営住宅をしっかりと建て替え、中鶴地区の住環境整備を行っていきたい。それにあわせまして、県営住宅も同じように建て替えて、一体となってあの地域を住みよいまちにしていきたいと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

そういうことで、ぜひ建て替えるということで、ここにありますように、高齢者や子育て世代も暮らしやすい住宅、そして安心、安全なまちづくりを、このモデルとして、特に暴力団事務所をなくしたところで、都市整備を進めていただきたいということを要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

共産党の宮下です。一般質問通告に基づいて質問を行います。

まずＪＲ垣生駅の無人化問題についてであります。中間市における人口減は、地域においても深刻な影を落としています。児童数も減り、学校でクラス編成の上からも教師や親たちが頭を悩ましているのが実態であります。そして今また、地域の衰退を助長するような出来事が起ころうとしています。ＪＲ筑前垣生駅の無人化問題であります。地元からは、

子どもたちの下校時や、また女性たちの仕事帰り、さらには外出等により帰宅時間が遅くなった際、暗い駅舎での治安に不安の声が上がっています。秋から冬の時期になりますと、もう夕方5時ごろから暗くなります。そう遅くない時間帯においてもそういう状況になるのですから、利用者からぜひ駅員を残してほしいといった声が出てくるのは当然ではないでしょうか。

先日6月6日、さくら館において、担当のJR社員から、7月1日よりJR筑前垣生駅無人化の説明が行われたわけですが、先ほども言いましたように、地元の方々からは治安悪化への不安が多く出されています。垣生駅における乗降数の減少により採算が難しくなることは理解しますが、JRとしても公共交通を担っているわけですから、一方的に投げ出し、中間市や市民に押しつけるというのでは、あまりにも無責任だと言わざるを得ません。JRの話では、昨年の秋以降から市と話をしてきたということですが、どのような話し合いを行ってきたのか。また、市民の安全、安心を守るべき、市としてどのような対策を講じられようとしているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

JRの方が当市にまいりまして、こんなふうで大体ことしの4月から無人化したいという、そのようなお話で来られました。垣生駅の駅舎等々の過去からのいきさつ等々お話をしながら、無人化等々、そういうふうなことになるれば大変なことになりますよと。地域の方が、私も含めて、JRのほうに押しかけることだってありますよと、そういうふうな最初は本当に強い口調の中で対応させていただいたわけですが、どうしてもやはり九州一円の見直しという中で、私どもも、またJRのほうも無人化の方針がどうしても変わらないという中で、受けざるを得ない状況下にございました。

当市といたしましても、今後の筑前垣生駅の利用者でございます通勤者、また学生の皆さん方、駅周辺の安全の確保等々図るために、そこの垣生の校区の自治会の皆さんとも検討を行ってきております。議員言われましたように、今月、地元説明会等々行っているところでございますが、私自身、当初今、校区まちづくり協議会を立ち上げていただいております、この駅舎を、校区まちづくり協議会の拠点にしたいなと、当初そのような思いである地区に投げかけたところでございます。地区の方もちょうどいいなというようなことで、駅舎等々を見に行かれましたけれども、どうしても駅舎の中が、私が想像している以上に狭うございまして、校区まちづくり協議会の拠点にはちょっとそぐわんというお話があったものですから、それを受けまして、地域の皆さん方と協議をしたところでございます。その詳細につきましては、担当のほうから説明を申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

柴田部長。

○総合政策部長（柴田精一郎君）

垣生駅の防犯対策等について、どういふことをしたのかというようなご質問だったと思いますので、その件についてお答えします。

幾つかの防犯対策を、地元の皆さんと話しながら構築しております。その1つとしましては、防犯カメラの設置を今考えております。無人化になります7月1日以降において、特に駅前ロータリー、あるいは駐輪場のほうに向けた防犯カメラを設置してまいろうというふうに考えております。

それから、この駅舎に管理室がございますので、そこを今、青パトを回しておりますので、子ども安全パトロールという青パトを回していますけれども、これの立寄所としての位置づけをして、底井野校区を青パトが回る際に、必ずここに寄るというような状況をつくっていかうかなというふうに思っております。

それから、折尾警察署のほうには、地元の自治会の皆さんと一緒に、駅舎を交番化できないかというようないふを上がらせていただきました。これについては、後日返事をいたしますということでございましたけれども、このときに、ここの駅舎も警察官が常時立ち寄るような、立寄所としての位置づけをしていただきたいというようないふも、あわせてさせていただきまして、後日回答がございまして、事件とか、事故がない場合は、1日3回こちらのほうに立ち寄るようにいたしますということで、ご返事をいただいています。その際に、パトカーがとめられるスペースを確保しておいてほしいというようないふがございましたので、駅前のほうに、ロータリーのところに警察車両の駐車スペースを設けるというようないふで、今準備をいたしております。

それから、関連の学校でございまして、中間中学校、それから希望が丘高校、この2校を訪問いたしまして、生徒指導の強化を先生のほうにお願いをしたところでございます。

それと、あそこはホームタクシーがいつも停められておられますので、そちらのほうにも事情の説明に上がりました。その際に、社長さんのほうから何か事件とかがあった場合は、タクシー無線を使って、警察のほうに通報しますというようないふもいただいております。こういったことにつきまして、地元のほうとお話を差し上げまして、一応了解というのですか、納得をしていただいているというようないふでございまして。

それから、駅舎のほうは、やっぱり荒れるとどうしても治安もよろしくないということでございますので、今、JRのほうから週2回ほど清掃に入りますということで約束をいただきましたので、残りの5日間、シルバーのほうにお願いをして、こちらのほうに清掃に入っていただこうかなと、環境をきちんと整えれば、荒れることも少ないのかなというふうに思っておりますので、そういった形で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

地元の方が心配されるのは、無人化になるということ、それは誰も駅舎の中にいないという状況が出てくるということですよね。その際に、何かあったときにどうするのだという、こういう心配というのは、本当に理解できるわけです。そのときに、今担当の部長のほうから、いろいろ対策として出されたんですが、ちょっともう少し具体的に伺いますが、駅舎に週２回、ＪＲから人が来る。これはどういう時間帯に来るようになっているのですか。

○議長（堀田 英雄君）

柴田部長。

○総合政策部長（柴田精一郎君）

お答えします。

不定期ではございますけれども、週２回ないしは３回というふうにお聞きしております。午前中の３時間程度、清掃に来ますということでございます。この際に、あそこに券売機等がございますので、そのチェックとかもされるというふうに聞いております。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

それともう１つ、シルバー人材センターですか。こことも契約ができているのか。また、できるのか。そういう話も聞きましたが、それについてはどうですか。

○議長（堀田 英雄君）

柴田部長。

○総合政策部長（柴田精一郎君）

シルバーとの契約はまだいたしておりません。今回の６月の補正予算で計上させていただいておりますので、議決いただければ、それをもとにきちんと契約をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

このシルバー人材センターとの契約という内容は、どういう内容ですか。

○議長（堀田 英雄君）

柴田部長。

○総合政策部長（柴田精一郎君）

午前中７時から９時までの清掃業務でございます。駅舎とロータリー、その周辺です。

その清掃をお願いしようと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

駅舎にＪＲの方が来る。それから、シルバー人材センターも派遣されるということも、これも午前中だけなんです。問題は、やっぱり皆さんが心配されているのは、夜なんです。日が暮れたときに、あそこが無人になると非常に怖いということも言われているわけです。そこのあたりをどうしていくのかというのが、今問われているわけです。実際に、これまでも無人化になった駅が、このＪＲ筑豊本線、それと多々出てきています。そこでもいろいろな対応がされていると思うんですが、南蔵院前という駅があります。あそこに一つは、いわゆる駅舎の中に、民間の売店があるというか、そういうものを売っているところ、これはずっと毎日のようにあるわけです。こういうところは、実情は恐らく知っておられると思うのですが、その辺の内容も、わかっている範囲で出していただけませんか。

○議長（堀田 英雄君）

柴田部長。

○総合政策部長（柴田精一郎君）

お答えします。

これは、城戸南蔵院さんが直接ＪＲから委託を受けて、これは分類的には簡易委託駅と呼ばれるものらしいんですけど、一定程度の発券業務とか、清掃業務とか、こういったものを請け負っておるということでございます。基本的に人件費は受託者側が支払うということになっています。あとは、チケットの売り上げ、いわゆる現金収入でございますけれども、それを普通乗車券の５％、あるいは定期券の１．８％がその受けた側の収入となるというような状況でございまして、城戸南蔵院前駅につきましては、今、南蔵院さんが受託をされているということでございますけれども、もともとは篠栗町の観光協会が契約をしていたそうでございます。ただ、どうしてもやはり人件費を自分のほうで持たなければならぬということで、赤字が非常に続いたので、その契約を打ち切ったと。その後、その南蔵院さんがそれを受けて、今されてるということをお聞きしております。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

ただでさえ乗降数が少ない、そういう中で、売券——いわゆる券を売る行為でわずか５％ぐらい。これでは、その採算とれないというのも火を見るよりも明らかであります。これはもう、中間市の垣生駅においても恐らく同じような状況、出てくるだろうというふうに思うんです。

私は、心外に思うのは、この南蔵院前駅側にＪＲが全く手出しもしないで、売券、若干

のその収入あるんでしょうけど、人件費などは全部この南蔵院側に任せてるということ自体が、とんでもないことだと思うんです。いわゆる、そこで乗降客があるということ、そしてそこにＪＲとしての公共交通を担ってるという、そういうものに対する責任感というのが全くゼロになってる。こういうことは、本当に許されていいのか。

例えば、私は今、さきほど出されておりましたシルバー人材センターに委託にするにしても、こういう人件費は少なくともＪＲも負担すべきだ。全額ということにはならないでしょうけど。若干、市が負担するということもあったにしても、ＪＲ側もこれは応分の負担をすべきだというふうに思うんです。

こうした交渉、これができるのかどうかということなんです。いかがですか。

○議長（堀田 英雄君）

柴田部長。

○総合政策部長（柴田精一郎君）

今のお話、私のほうがちょっと誤解を招くような表現をしたので、少し訂正をさせていただきます。

この、城戸南蔵院前駅でございますけども、ホームの清掃とか通路の清掃、塵芥処理と、こういったことで若干のＪＲからの契約料は入ってるんですね。ですから、それが月額２０万８,０００円でございます。年間でいうと２４９万６,０００円がこの南蔵院駅に支払われていると。ただし、人件費は全部南蔵院駅が出してるというような状況でございます。

うちの垣生駅に置き換えた場合は、どうしてもこの垣生駅の所有権が中間市の建物でございますんで、ここの部分についてはちょっと期待ができないのかなというふうに思います。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

いや、それもおかしい話で、これまで垣生駅は土地も建物も市のものであったということなわけですね。ただ、ＪＲの職員だけがそこに常駐して、そこで勤務してたということなんですが、それに対して建物やら土地代、その使用料というのはＪＲは払ってきてたんですかね。

○議長（堀田 英雄君）

柴田部長。

○総合政策部長（柴田精一郎君）

お答えします。

光熱水費等をＪＲのほうで支払っていただいているというような状況でございます。一部トイレなんかもございますので、汲み取り料が折半とか、細かい協定書がございます、

それによって応分の負担割合を定めているという状況でございます。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

そりゃ当たり前のことで、ましてや建物も土地も使わせてもらってるのに、それに対して何らの補償もないっていうのは、まさに言葉は悪いけど、やらざるばかりじゃないかというふうに言わざるを得ないんです。

これは、基本的に私は国の責任でもあると思うんです。本来なら鉄道というのは国民の財産でした。これを民営化という形で民間に下ろして、こういう結果を生んできたというのは国の責任も非常に大きい。もし、J Rが出さなければ、これは国が負担すべきだということも、市として当然のこととして主張していいんじゃないですか。何か法的に何か問題がありますか。

○議長（堀田 英雄君）

柴田部長。

○総合政策部長（柴田精一郎君）

主張の先が国でいいのかどうか、もう民営化されておりますので、その辺はちょっと私の立場でお答えはしかねると思いますけれども、J Rに対しては、今の現状をずっと訴え続けていかなければならないのかなというふうに思っております。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

こういうことを言いながら、地方が何か遠吠えを吠えてるような感じ、受けるのかなと思ひながら、しかし、そう言わざるを得ないような今ひどい状況が、やっぱり国民に対していろんな形で押しつけられてきているということは、はっきり国に対しても言わなきゃいかんだろうと思うんです。

それで、別に形を変えて、さきほども南蔵院の話も出てましたけども、これ、数日——1週間かそこら前かな、鹿児島のア久根——かの有名なア久根市——の近くに、その駅でもやっぱりその物産売り場というものをやってるところもありました。

こういうことも、やっぱり中間市、考えてもいいんじゃないか。例えばさくら館、できました。さくら館でまだ非常に不十分なところ、これをその垣生駅の中、使ってそういうことができないのか。あるいはまた、中間市では垣生公園、非常に春の時期になりますと、多くの人々が訪れる、そういう地域でもありますよね。さらには世界遺産、非常に大きなものが中間市の中にあるということで、一つ、中間市を大きくアピールできる内容にもなります。その中で、この筑前垣生駅というものがその拠点になって、そこを世界遺産なり、また、さまざまなイベントの催しになるものの中心になる。さきほど市長も言っていました

けども、まちづくりという形で地元の人たちとの話もしたけども、なかなかちょっと今、難しかったということもあるんですけども、そういう検討をこれから大いにしていく必要があるんだろうと思うけど、そういう点はどうですか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

議員、言われましたような物産品を販売する場所、また、当然そういうあたりは考えておりまして、さきほど言われました世界遺産、フットパスですね、そういうあたりの拠点、当然その世界遺産、また市内巡回する中で、いろんな当市の観光資源を見て回っていただくためにも、私自身、貸し自転車を置こうかなと、そんなふうに思っております。

垣生駅にも当然、そういうふうな貸し自転車の置き場等を考えておりますし、当市の物産等々販売するような店も構えていきたいなと、そんなふうに思っております。

これも急な話でございまして、とりあえず持続可能な、ちょっと対応しなければいけない、また地域に任せっぱなしでもいけないなという思いの中で、こういうふうな手当てをいたしているところございまして、また年明けたり、また状況を見ながら、いろんな活用方法を考えていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

垣生駅が無人化になるということをプラス面に捉えて、ここに本当に地元の人たちを含めて、人たちが集まるところにしていく、そういう計画をぜひしていただきたいなというふうに思います。

次に、コミュニティバスの問題について、質問をいたします。

市民が強く望んでいたコミュニティバスを走らせるために、第１回目の地域公共交通会議が５月２０日に開かれました。全市内の皆さん方から歓迎の声が大きく上がっているところです。

会議では、以前から地域住民アンケートを取って、町内の意見を聞くなど、具体的に運動を進めている南校区から先行させるということでありましたが、底井野校区、いわゆる川西区域ですが、そこからも早期実現の声が上げられました。中間市全体の交通体系との関連で、このような、南校区だけじゃなくて、また川西区域が、底井野校区がすぐ声を上げられたように、ほかの地域からも次々とこのような手を挙げられるところも出てくるんじゃないのか。

そうした際に、中間市全体の交通体系との関連で、これをどのように進められていくのか、まず、お伺いしたいんですが、その前にまず１点、確認をしたいと思います。

これ、さきの議員の質問の中で、この公共交通会議——いわゆる法定協議会ですか——

この場をコミュニティバスを通すのか、通さないのか、それも含めて、この公共交通会議で行いますというような答弁があったように思いますが、市長に伺いますが、市長は、3月議会で、私の質問に対してこのように答えてるんです。今年度から具体的に実現を向けて進んでいくわけですから、どのような視点で、このコミュニティバスの運行を考えていくべきかの存念を市長にお伺いしますと言ったところ、市長はこう言ってるんです。私の公約、コミュニティ交通関係を形にするというのも、また、私の大きな課題、公約でございますので、そういう市民とのお約束をしっかりと果たしていきたいなと、そういう思いでございます。こういうふうに言われてるんです。つまり、この公共交通会議っていうのは、コミュニティバスを運行するということの前提の上で、この公共交通会議が進められていくんだというふうに私は思ってるんですが、市長は、いかがですか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私もコミュニティバス、形にしたいという強い思いで公約にも掲げております。しかしながら、この法定協議会、これを通さないとどうしようもない。前の大島市長さんも、この法定協の前段で、ある団体のほうから、もうだめだっていう話、当然、その法定協に上げればだめっていうことになるもんですから、法定協に上げる前にもう潰れてしまったという、そんないきさつ等々も私も知っておりまして、そういう中で、この法定協の中で、私の思いも含めて叩いていただきたいなと、そういうふうなことでございます。基本的に、中間市全体の交通体系をまず検討していただきながら、当市の地形、いろいろな条件に合った交通体系も検討していただきたい。それもいきますように、関係機関、利害関係者たくさんおりますんで、何社かですね、そういう人たちの理解をいただいたもとでないと、これは前さいきませんので。だから、そういうことも含めてうまい具合に検討していただきたいなというふうに思っております。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

今、言われるように、市長は、このコミュニティバスを通そうと、市民の利便性のためにこれは必要だという立場から、これを立ち上げていったというふうに思うんですね。

そこで、部長に言うんだけど、そういう認識のもとでこの公共交通会議を運営をしていくということで、その点では確認いただけるかな。

○議長（堀田 英雄君）

柴田部長。

○総合政策部長（柴田精一郎君）

さきほど草場議員のときにもちょっとお話を差し上げましたけれども、第1回目のとき

に、南校区のほうからコミュニティバスを通してほしいという要望が上がってるということで、高齢化率も高いのでここから検討してはどうかというようなご意見もいただきました。その意見に対して、本当にそこでいいのかなのか、客観的な条件を全部精査をして、そしてパイロット的にどこに入れるのかというものを含めて協議をしていく、これを第2回目にしたらどうですかということで運輸支局のほうの方からご発言いただきましたんで、2回目はそういう形で、地域の特性を網羅したような資料を皆さんにご提示をして、その中で、じゃあどこを中心にどういう形で、どういう公共交通を入れたらいいのかっていうようなことを議論していこうということで、1回目は終わっておりますので、2回目はそういうような形で進めさせていただこうかなというふうに考えてます。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

今のお答えでは、一体どっちに取ったらいいのか。本当にその、交通会議、公共交通会議をっていうか、コミュニティバスを走らせると、運行するという、そのことでやっていこうとしているのか。いや、それとも、話の都合によってはこれはもうわかりませんよというふうなことになってるのか。これがさっぱりわからない。

だけでも、第1回目に出てきたのは何か。南校区のほうで、いろんなことで先に進められているよ、先行しているよ。だから、南校区のほうからまずこれを話を進めていこうじゃないか、そういう提案をされたと思うんですよ。

だから、そういう意味で、これは底井野校区の校区長さんから言われたのが、いや、自分とも困ってると、だから私のところも早くしてくれと、こういう声が上がったと思うんですよ。どっちにしたらいいとか、そういう議論ではなかったんじゃないですか。

○議長（堀田 英雄君）

柴田部長。

○総合政策部長（柴田精一郎君）

お答えします。

さきほどのお答えと重複するかもしれませんが、南校区のほうからの要望が出てるっていうことはご報告差し上げたと思います。

議論の途中で、底井野校区からの要望、急に手が挙がって、そういうようなご発言もありました。

そういった中で、じゃあ、パイロット的に何か検討するにしても、地域別に客観性とか、公平性とかいうのを担保しながら、どこがいいのかなということを皆さんの議論の中でまず決めていこうじゃないかという話だったと思います。ですから、その部分のところを第2回目でどうしていこうかっていう話をしましょうという話で、1回目の結論というんですか、そういう話で終わっていると思いますので、2回目はそれに基づいてまた議論を進

めていきたい。

コミバスなのかどうなのかっていうのは、そこの地域別の新しい交通体系を議論するわけですので、場合によってはそれがコミバスになるっていうこともあるだろうし、いろんな方法があるんじゃないかなというふうに思いますので、それは皆さんのほうにお諮りして決めていくという形になると思います。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

これも前の同僚議員が言われていましたね。4年間やってきたよ、導入検討会を。それが生かされたものになるのかどうか。今のお話では、全く1からまたやり直すと、こういう議論になるのか。それは違うだろうと思うんですが、市長、いかがですか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私の思いも含めて導入検討会でお諮りして、さっき午前中お話ししましたように、そこで何も結論が出ませんでした。方向性、出なかったわけございまして、最終的には市長の判断っていう中で、今このような流れをつくっております。

当然、これは専門性の高い方々が入った中での、またここで私がいくらこうしたいああしたいって言っても、この法定協の中で承認をいただかないと前さいく話でも何もございませんで、まずこの法定協の中でまず言われますように、1から、1から私どもは叩いていく方向だと思っております。

その中間市全体の交通体系、交通網等々を検討しながらその中で当然、私どもはこの法定協、何で立ち上げたかというのは、まず、コミュニティバス通したいという思いの中でこの法定協、立ち上げておりますので、当然、その最初の流れとすれば全体の検討をする、その中で本旨でありますコミュニティバスをいかに中間市に合ったやつにつくっていくか、そのような方向で専門家に叩いていただきたいと、そういう流れと認識しております。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

まず、導入検討会、これ、結論が出なかったところ言うけど、そうじゃなかったと私は思ってます。結局、議論は出尽くしたと。あとは市長がどう判断するか。市長のイニシアチブを発揮してくれよというところであそこは終わったと思うんです。市長はそれを受けて、しかも市長は導入検討会の中では、これはお年寄りやら、そういった、その交通弱者のためのコミュニティバスなんだということは、当初から市長は言ってたわけです。そういう方向でずっときたわけです。その中でいろいろ、市の職員の中から資料提供をして

もらって、そこで各議員がそれぞれの思いの中で出てきたわけです。だから、いろんな議論が出てきました。けれども、最終的にはこれは市長が判断すべきだということで、あそこではもうそういうところに落ち着いたと、私は思ってます。だから市長は、この3月議会であってというか、年度当初ですよ、市長がこのコミュニティバスについて言及したのは。やるんだと。それをこの議会の中で、3月の議会の中で、それをはっきり意思表示をされたと、議会の中でですよ。

だから、市長の考え方、私ははっきりしてると思うんです。コミュニティバスを通すぞという。今もそういう形で言われた。だから、本来なら、市の職員である人たちが、その市長の思いを受けて、このコミュニティバスを通すというところでの法定協議会、いわゆる公共交通会議の中で、そういう方向をはっきり示しながら持っていくべきではないかなと私は思ってます。

だから、これは最初から話をしますよということではなくて、これまでいろいろ議会を通して、導入検討会を通して、一定限度の方向性が出たものについて、これを市の方向としてそういうものはきちっと打ち出すべきではないのかな。

確かに今、交通関係者、またいろんな関係者がおられて、いろんな紆余曲折はあるだろうと思うんだけど、しかし、本質的には、このコミュニティバスを本当に交通弱者のために生かしていくよ、使っていくよ、ということが打ち出されるようなものになっていかなくてはならないんじゃないか。こういうふうに思うわけですね。だから、ただ新たに1から始まるというものではなくて、そういうものを前提とした上での公共交通会議になっていかなくちやいかんと、私にはそう思うわけですけども。

そういう点は、部長はどう思いますか。今、市長が言われたことを通して。

○議長（堀田 英雄君）

柴田部長。

○総合政策部長（柴田精一郎君）

公共交通会議には、さまざまな委員さんが入られてます。その中で、皆さんの合議の中で決まることであると思います。行政がこうですよというふうに決めて、一方的に決めて、その方向性を示すのではなくて、ただ、皆様が求められる資料はいくらでも提示をいたしますけれども、その中で一番いい公共交通のあり方っていうのを皆さんで議論していただく。それが、場合によってはコミバスということにもなるんだろうというふうに思ってますので、あくまでも客観的で公平な立場で、我々は事務局として、この公共交通会議に臨んでまいりたいなというふうに考えております。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

何か、あたかも、いかにも、公平な立場のようにありますけども、本当にそうなのかな。

何のためにこの公共交通会議を持ったのかということをはっきりさせないけんのじゃないですか。ただ何もなしに、何かやりましょうということでやってるわけじゃないんですよ。

やっぱり一つの目的があって、市長のこの市民サービス、市民としてどう、利益を図れるような、利便性を図れるようなものをつくっていかうかっていう、そういうところが主眼になっていかなくちやいけないんじゃないですか。それを、じゃあ、これはもう、皆さんのいろんな意見を聞いて決めていきますよ。そりゃ当然、皆さんの意見は聞きますよ。そして、中間市にあった交通体系をつくっていかうということ、そりゃ十分そりゃわかるわけ。だけど、そこに流れてるのは、やっぱりこの、交通体系つくっていくという、ただその問題だけじゃなくて、コミュニティバスをどう走らせていくのか、いうところがしっかり座らないと、これは主眼点がないような会議になっていってしまいませんか。

だから、こちらが、市の側がいろんな点を押しつけるというんやなくて、しかし、そういう方向性はしっかり持つかないといけんじゃないかということをお前は言ってるわけです。そういうことを再度、念を押しながら、次回からのこの公共交通会議をしっかり持って行ってほしいなというふうに思います。

以上、質問を終わります。

.....

○議長（堀田 英雄君）

この際10分間休憩いたします。

午後2時59分休憩

.....

○議長（堀田 英雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。まず、安田明美さん。

○議員（13番 安田 明美君）

福祉クラブの安田明美でございます。事前の通告書にしたがい、質問をいたします。

学童保育施設の拡充について、共働きの家庭やひとり親家庭の保護者、小学生にとりまして、小学校の放課後及び夏休み等の休暇中に安全で安心した生活を保障する学童保育は、欠かせない施設であると考えております。特に、国が労働力の確保のためにさまざまな施策を取っている昨今は、さらにその重要性が増しているものと思います。

中間市におきましては、各小学校敷地内に学童保育施設を設置して、児童の安全に大きく貢献していると思われますが、さらなる施策の拡充を希望するものでございます。

1つ目、学童保育の対象児童を小学6年生まで引き上げることについては、どのようにお考えでしょうか。市長にお伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

お答え申し上げます。

平成24年度の児童福祉法の一部改正によりまして、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育の対象児童につきましては、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童から、小学校に就学しております小学6年生まで引き上げております。

本市におきましても、法改正以前から小学6年の児童まで受け入れて実施をいたしているところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

安田明美さん。

○議員（13番 安田 明美君）

では、現在、どの程度の児童が学童保育に通っているのでしょうか。関係の課長さん、お願いいたします——部長さんでもいい。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。

小学6年までの合計者数は372名でございます。そのうち、小学校4年生が45名、5年生が5名、6年生が6名というふうになっております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

安田明美さん。

○議員（13番 安田 明美君）

ある小学校では、定員の関係か、小学5年、6年生を通わせることが難しくなっていると聞き及んでおります。充足数、この5年生、6年生を学童保育に通わせることで施設を充足することは、本当に難しいと思われませんが、大切な児童の安全のために、地域の実情に応じた、そして、さらに踏み込んだ施策を拡充させることを市長に望みたいんですが。ここは、本当は回答はいただかないことにしてたんですが、いろいろ計画があるから、予算上、すぐ空き学級をそれに使っていきますよということが言えないというのもわかっておりますけど、市長さんのきょうの午前中のお話でもありましたけど、子育てをするってということで、お見合いから空き家、ずっと言われてましたけど、それが本当に子育てのできる優しいまちづくりにしていくためには、そういう空き学級を使っていくっていう計画は、ちょっとでも心の中におありでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

若いご夫婦が、また共稼ぎの方々が安心して子どもを地域に任せられる、そのようなまちづくりが人口増にもつながってくるんじゃないか、そのように思っているところでございます。

私も市長になりまして、学童保育所、その校庭内に何カ所か設置をしております。底井野小は随分離れたところに学童保育所がございまして、かえってそこまで行くまでに子どもの安全性、保てるのかなという、その不安があったんでございますが、これも教育委員会のご理解いただいて、校舎を借りながら、そこで学童保育所を開設いたしております。もうほとんどが学校敷地内に建設を済んでおります。

そういう面では、安心した環境が整っていると思っておりますが、さきほどお尋ねの、やはり入りたくても入れない状況が、これ私、ちょっと把握してないんですが、あと担当のほうからそのような回答あろうかと思っておりますが、随分前から、うちのほうも希望があれば、法改正前から小学校6年まで扱っていること、やっているところでございます。法改正も含めまして、そのような受け入れ態勢というのを当然しっかり対応していきたいなとそんなふうに思っております。

○議長（堀田 英雄君）

安田明美さん。

○議員（13番 安田 明美君）

そうですね。5年生、6年生が本当にまだ利用できない、定員定数で入れないところありますので、よろしくお願いしたいと思います。お答えいただけるんですか。どうぞ。すいません。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

高学年になりますと、どうしても利用者数は減少しているわけです。さきほどの数字にありましたようにですね。そうではありますけれども、学童保育の目的でございます、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちの遊び、生活の場を提供し、その健全な育成を図るということになっておりますので、今後も積極的に児童の受け入れをしていただくように努めるとともに、安全確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

安田明美さん。

○議員（13番 安田 明美君）

よろしくお願いします。

次に、学童保育指導員の資格取得の条件について、お尋ねします。

平成27年度から始まる新子ども・子育て制度では、学童保育には放課後児童支援員としての資格を持つ職員の最低1名配置が必要になると聞き及んでおります。資格取得の状況は今の学童保育はいかがでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。

現在のところは、放課後児童指導員の資格ってというのは特段にございませんが、本市において26年5月に学童保育所の有資格者の調査を行いました。その結果、全ての学童保育所に有資格者の配置がなされておりました。

内訳といたしましては、保育士または幼稚園教諭の資格を持っている方が総数で9名、小学校・中学校の教諭の有資格者は総数で2名、児童福祉施設の最低基準を満たしている者が5名従事しておられました。これからも指導員につきましては、有資格者の配置に努めていただきますよう要請してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

安田明美さん。

○議員（13番 安田 明美君）

ありがとうございます。お答えでは、新制度の上でも安心して子どもを預けることができるということですので、安心しております。

それで、指導員さんの質の向上、ますます向上させていただきたいと思います。

次に、子ども・子育て会議の進捗状態についてお尋ねします。

学童保育の施策をはじめ、今後の子育てについてのさまざまな事柄が、子ども・子育て会議の中で検討されることと思います。設置されて以降の進捗状態をお尋ねいたします。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

25年9月に中間市の子ども・子育て会議条例を制定いたしまして、これまでに2回の会議を開催しております。新制度に向けて、子育て支援事業計画の策定、中間市における子育ての現状把握の必要なことから、既に就学前及び小学校3年生までの全世帯を対象に、ニーズ調査をもう既に実施したところでございます。その調査結果をもとにことは、この子ども・子育て会議の中で、子育てを巡る課題の解消等について、協議を重ねていただいて、新たな計画を策定する予定にしております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

安田明美さん。

○議員（13番 安田 明美君）

子ども・子育て会議が専門職の集まりでございますので、中間市の未来を担う子どもたちの育ちを支援していくという大きな役目を持っておりますので、制度づくりが有意義に順調に進んでいくのを切に希望しておりますし、また、会議の内容で疑問点がありましたら、また一般質問させていただくようにいたします。

次に、障害福祉サービスについてお尋ねします。障害福祉サービスを利用するにあたり、認定が必要になる障がい程度区分が、障害者総合支援法の改正により、ことし4月から、障がい支援区分へと見直すことになりましたが、どのような給付基準になりましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。

議員もご承知のとおり、平成25年度から障害者自立支援法にかわりまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法が施行されております。その中で、26年度から障害福祉サービスの給付基準であります、障がい程度区分を障がい支援区分に改められております。

内容といたしましては、障がいの重さではなく、障がいの多様な特性その他心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものでございます。

今まで、知的障がい者や精神障がい者等の方々は、1次判定で低く判定される傾向がございました。専門家の審査による2次判定で、判定が引き上げられるという割合が高くなっておりまして、特性を反映できなかったという部分がございました。

しかし、障がい支援区分では、調査項目を変更するとともに、医師の意見をより反映させて、障がい者の特性を明確にすることとなっております。

そこで、議員ご質問の、どのような給付基準になったかということでございますけれども、給付基準自体は変わっておりません。障がい程度区分が3の方は、障がい支援区分3、同じサービスを受けることができるということでございます。

今回の区分変更は、あくまで知的障がい者や精神障がい者等の方々の認定がより特性を反映できることとなったというところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

安田明美さん。

○議員（13番 安田 明美君）

その中で、ことしの4月から、難病が一つ入ったと思うんですが、4障がいで。その中で、ことし今、判定をされておりますが、今の障がいがどれだけ反映されたんですかね。ことしのその、障がいのところで。

○議長（堀田 英雄君）

藤田課長。

○福祉支援課長（藤田 宜久君）

お答えいたします。

4月調査分7名につきまして、5月21日に今年度第1回目の二次審査会を行っております。区分変更によります影響は、7名中1人を除く6名の方が1次判定で前回の2次判定の結果になっておりますことから、ある程度障がい者の特性を反映しているというふうに考えております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

安田明美さん。

○議員（13番 安田 明美君）

そしたら、区分変更である程度は障がい者の特性を生かされたっていうことですね。

それで、障害者総合支援法があるんですが、その中で介護保険に上積みされるサービスの利用が拡大されてると思うんですね。それは去年、北九州もやっておりましたし、大牟田もやっておったんですが、ことしの4月から、その介護保険に上積みされるサービスができるようになりましたんですけど、何人ぐらい、中間市はどういうふうにそれを生かされて、今現在、何人ほどそれを使われておられますか。

○議長（堀田 英雄君）

藤田課長。

○福祉支援課長（藤田 宜久君）

お答えいたします。

議員のご質問、恐らく重度訪問介護のことと思われます。確かに今までは、重度の身体障がい者の方のみが対象でございました。しかし、障害者総合支援法では、障がい支援区分の調査項目の行動関連項目等考慮しまして、知的障がい者の方や精神障がい者の方々に対してもサービスを提供できることとなっております。

それから、人数でございますが、現在5名の方を認定しておりますが、利用されている方は現在4名でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

安田明美さん。

○議員（13番 安田 明美君）

本当にその障がい者の方たちがこの制度をご存じないと思うんですね。介護保険を使われておられて、障がい別の自立支援のほうをまだご存じない方がたくさんおられると思います。

それで、事業所のケアマネジャーさんが制度を知らない方がまだおられますので、それは今後、どのように周知していかれますか。

○議長（堀田 英雄君）

藤田課長。

○福祉支援課長（藤田 宜久君）

お答えいたします。

今のところ、障害者支援法になりましたことに伴いまして、各事業所ごとにそういった独自で勉強会をしてることと思います。

しかし、今後は介護保険課とも連携をしまして、ケアマネジャー等の研修会等ございましたら、そのときに再度周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

安田明美さん。

○議員（13番 安田 明美君）

ありがとうございます。やはり、介護保険だけではサービスが充足しませんし、これからは在宅介護が重要になってくるって国の施策の中にも入ってます。それと、要支援1、2が介護保険から退くだろうという、そういう中で、障がい者がやはり在宅で生活ができるように、福祉支援課がやはり先頭に立って、今後も障害者総合支援法に基づく障がい者の施策を、これからも国の施策に遅れなくやっていってほしいと思います。

きょうは皆さん、お疲れのところですので、急いでしました。

本当、一般質問ありがとうございました。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、小林信一君。

○議員（4番 小林 信一君）

中間クラブの小林信一です。クラブを代表しまして、通告書にしたがいながら一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問の内容は、親子方式による中学校の完全給食についてということで、質問をさせていただきます。

具体的な質問に入る前に、この学校給食の取り扱いにつきまして、市長に一言お礼を申し上げたいというふうな状況にあります。といいますのは、市長がこの中学校の完全給食を公約に掲げられ、そして本年9月に実施するということを明言され、予算化がされ、そ

して今現在、教育委員会のほうでこの実施に向けたいろんな動きが展開されておろうかと思えます。

また、各家庭に届きます広報、こういった中に、26年度は中学校の給食、27年度はエアコンの設置、こういう文言がきちっと明記されて親の目に伝わっております。

そういったものを見られた保護者から、ちょいちょいこういうふうな言葉を投げかけられます。「先生、9月実施、間違いないですね。」ある親は、「本当によかった、助かりました。これで安心しました」と。こういうふうな言葉を買物途中、あるいはまちなかをうろついているときに保護者の方から声をかけられ、耳にすることがあります。

こういった親の言葉はさきほど言いましたように、市長の公約の実施というものに対する感謝の言葉の裏返しであろうかというふうに、私は聞くたびに思っております。

そういう状況があるということをまず最初に市長にお知らせしまして、本題の質問のほうに入らせていただきたいと思いますと思っております。

この中学校の完全給食、言葉の使い方も私、まだ迷ってるんですが、中学校完全給食と話して行っているのか、親子方式による中学校の完全給食、どっちを使ったらいいかなというふうな状況に、私自身もあります。こういった給食につきましては、昨年の12月の議会におきましても、一般質問の中で触れさせていただきました。

そうした中で、昨年、25年度の残りの期間を使いながら、あるいは新年度に向けてということで、委員会のほうできちんとしたいいわゆる作業といいますか、実施に向けた、それを展開していく。こういうふうなお話をいただいておったというふうに思っております。

学校給食の場合は、これまでも耳にたこができるように皆さん方も聞かれたと思うんですが、安全・安心なおいしい給食、これが大前提です。これを外して給食を語ることは、僕はできないと、こういうふうに踏まえております。ですから、きょうの質問の中身もこれにかかわる部分でということになってこようかと思えます。

さきほども言いましたように、委員会のほうでは9月実施に向けまして、教育委員会が中心になりまして学校それから保護者へと、あるいはいろんな関係者につきまして、いろんな連絡、連携を取りながら作業が進んでおろうかと思えますが、そうした中にありまして、お約束どおり、小中学校の保護者に対しましては、4月、5月、こういったPTA総会の折に各学校に出向かれまして、中学校の給食実施に向けたお話、説明をなされております。欠席されました親御さんにつきましては、当日使われました配付プリント類、こういったものを子どもさんを通じて各家庭にきちっと持ち帰らせると、そういう作業をされておることは、あちこちの学校回りまして、聞いております。

そういった中で、9月実施までということを考えますと、あと3カ月を切る、そういう時期に来ております。9月の議会で質問をというようなこともちょっと考えてみたんですが、9月じゃ間に合わないなど、もう今回しかないということで、今から2、3、教育長にお尋ねをすると、あるいは確認をするという作業をさせていただきたいと思っております。

す。

そういった一つは、消費税のかかわりの問題です。本年4月から消費税が8%に引き上げられました。これに伴いまして、これまでの小学校の給食費も月額納入金額が改定されております。学校で聞いておりましたら、3,500円から3,900円ですか、こういうふうに小学校は月の給食費が上がりましたと。これは、小学校の場合はこれまでずっと続けてきてますから、消費税の上昇に伴いまして月額が上がったと。親のほうもすんなりと耳に入ってくるんだろーと思います。

今度は中学校の場合は、9月からの実施でありますので、まだ中学生の親にとっては具体的にこのお金に対する動きっていうのは始まってないわけです。説明会の折に、中学校の場合は4,800円と、こういうふうな金額が提示されております。

一つ思いましたのが、この小学生の3,900円あるいは中学生の4,800円の月額、もちろんこれは消費税8%には対応はしておるんですけども、来年10月になりますと今度10%引き上げという、一つの社会の流れがございます。そうしたもうわずか1年先のことでありますから、この金額が10%まで対応できるように、そこを含みを持たれて設定されたのかどうかと。親の立場からしますと、1年たったら、あら、もう値上げと。こういうようなのは、せっかくいいものを提供して、ちょっとトーンダウンするかなと。そういうふうなことも予測されますので、ちょっとそういうふうな10%消費税に対応できているものか、否か、それを一つお尋ねしたいと思っております。

質問のほう、さきに続けさせていただきますので。

次は、食物アレルギーに関する内容になります。保護者へのお知らせの中に、1学期中に調査を行い、可能な限り除去食・代替食での対応を行い、除去食対応にどうしてもならない場合、そのときは弁当持参をお願いすると。こういうふうな文言がお知らせの中に並んでおりました。

さきほど言いましたように、学校給食の中で一番起こしてはならない問題が、この食物アレルギーによる事故。それからノロとか何とかの食中毒ですね。毎年、テレビでも大騒ぎになります。この二つが学校給食の天敵と呼ばれるものではなかろうかなというふうに私は踏まえております。

この表現の中に、除去食対応を可能な限りという文言が出ておりますので、どの範疇までを除去食・代替えの対象として考えていかれるのかと。調査となっておりますが、この調査はどのような形のものを意味しているのかなというところで、委員会の学校との打ち合わせをされておる中身等々がありましたら、教えていただきたいと、こういうふうに思っております。

3点目になりますが、3点目は、学校給食の中学校の開始日は2学期、9月3日水曜日からになるというふうにカレンダーで見えております。その9月までのいろんな作業計画は、委員会等訪問させていただいた折にいろいろと見せていただきました。

スタートするまではみっちりと計画の項目が目白押しで並んでおりまして、これを的確に進めていただきたいという思いがあったんですが、9月以降になりますと、ちょっとその辺が、今後組まれるのかどうかわかりませんが、ちょっと給食に関する動きっていうのが目に留まる部分が私にはありませんでした。

この給食を開始しますと、この親子方式なるものは、中間市でも当然初めてのケースになりますので、万難を排してスタートしても、実際に動き始めると、ああ、ここがと、こういうことがあると、いろんな問題点なり課題っていうのが必ずや出てこようかと思います。

そういったものはできるだけ早い時期に各学校共通して、親子で動きますので、中間市全体の給食提供ということで、速やかに改善を図っていく必要があろうかと思います。

そうするためには、これはもう勝手に仮にということで、例えば給食検証委員会——この名前にしてということではありません——そういう形の何かこの親子方式の給食を進める上での問題点をお互いに交流し解決する、そういうふうな会をつくっていただいて、願わくば、2学期のうちに、これ、私の思いですが、2回程度、例えば9月からスタートしますので、10月の半ばぐらいに1回、2学期の終わりに1回、3学期、3月は卒業式その他ありますので、2月中に1回ぐらい。早い時期に改善を進めていただいて、来年4月からは本当に安全・安心というこの文字が全面的に出せるように、言えるように、そういうふうな体制を取っていただきたいと思います。

そうした、その検証委員会なるものを設置される予定があるのか、していただけるのか、そういったところについて教育長にお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

学校給食につきましては、安心それから安全、そして栄養のバランスの取れたおいしい給食というのが大前提でございます。

中学校の給食についてはご承知のとおり、ことしの9月から完全実施するようにさまざまな準備を進めております。

この給食費につきましては、本年4月に消費税が8%になったことを踏まえまして、標準月額を設定したものでございます。

議員のご質問にあります、消費税10%に対応しているかということに関しましては、今の段階では消費税法の施行が決定されていないために、施行が決まった段階で食材等の物価の動向とか、それから近隣の市町村の対応を見ながら適切に対応していきたいというふうに考えてございます。

次に、食物アレルギー対策についてでございます。食物アレルギー対策につきましては、

学校給食関係者との連携によりまして、生徒の情報をしっかりと把握し、可能な限り除去食または代替食による対応をこれまでも取ってまいりました。

そして今度、新たに中学校で給食が始まるということで、教育委員会では今月、各生徒に食物アレルギーに関する調査を行いまして、献立作成会の中でその内容について確認するようにいたしております。

また、保護者への周知につきましては、食物アレルギー対策の目的と実施方法の説明文書を既に配付いたしております。具体的には、医師の診断によりまして食物の除去を必要とする生徒につきましては、各学校で校長や栄養職員、給食担当者などの関係者で協議をしながら、該当の生徒に合わせた適切な対応を取るようにしてまいりたいというふうに考えております。

それから、3番目でございます。給食検証委員会設置の予定ということでございます。現在、小学校6校のうち3校が平成21年度から順次、調理業務の民間委託を行っております。民間委託を始めるにあたりましては、実施校については当初から校長をはじめ保護者代表、受託業者、教育委員会で構成する連絡協議会を立ち上げまして、今日まで各学期ごとにその実施状況の確認とか意見交換を行ってまいりました。

議員ご指摘のように、中学校給食実施する中で、新たな問題点がないか検証いたしまして、関係者と十分な意見交換をする必要があるというふうに考えております。

そのためには、教育委員会では各小学校の連絡協議会に中学校の関係者を交えた組織に改編いたしまして、中学校給食実施後における改善点などの意見交換を積極的に進めながら、安心・安全かつ栄養のバランスの取れた学校給食を提供してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

小林信一君。

○議員（4番 小林 信一君）

今の教育長の回答を聞きまして、ちょっと安心感を覚えておるところなんです、さきほど言いましたように給食費、実際お金を払うというふうな段になりますと、親の立場としましたらできるだけこれを維持していただきたいと、そういうふうな気持ちが強く出てこようかと思います。

消費税も法的に、こういった10%というのが決定していかないと実際的には難しい面があるかと思いますが、年度途中でもし来年の10月途中で上がったときに、できましたらその年度は少なくとも何とかこの4,800円で持ちこたえていただきたいと、やりくりをしていただきたいというような思いがあるんですが、そういったやりくりについては見通しは暗いのか明るいのか、ちょっとその辺、課長さんでもわかりましたらちょっとお願いしたいんですが。

○議長（堀田 英雄君）

片平課長。

○学校教育課長（片平 慎一君）

ただいまの質問にお答えいたします。

議員の言われた、年度内の据え置きにつきましては、それも含めまして、消費税法の施行が決まった段階で検討していくと、適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

小林信一君。

○議員（4番 小林 信一君）

それから、アレルギーについての関係になると思いますけれども、前回、12月のときも私、ちょっとこういう数字を触れさせていただきました。大体私、学校現場におりました折に、大体子ども200人でアレルギーの関係児童が6名から7名出てました。これが中間市特有なのか全国的に共通する数字なのかはわかりません。自分の学校、市内の状況を見てみたら、こういう現実があったわけですね。200名で6ないし7名と。

今度、市内全体で見ますと、小学生が約2,000名、中学校の生徒が1,000名、3,000人ぐらいの児童生徒数になります。そういった中で、この親子方式の対象校のアレルギーっていいですか、そういう対象になる子どもさんの数を拾ってみましたら、例えば底井野小、北中の親子の組み合わせの場合、9人から11人程度出てくるかなと。東小、中間中の組み合わせでは24人から26人。これは、北小、東中の組み合わせでも数値的にはほぼ変わりはありません。南小、南中でもほぼ同様です。

そういった数字を拾いますと、大体80人から90人の間、こういう対応を必要とする児童生徒が存在するという形になってきます。

これまで小学校単位でやってる場合は、それまで調理員さんも栄養士もある程度経験を積んで勝手がわかっておりましたが、今度、そういった調理場に中学生のそういう対応の生徒数分が乗っかってきます。数がどんとふえるわけですね。そうしたときに、十分に対応できるかどうかというのは、やはり学校現場の関係者と事前の打ち合わせを密にやって、どうしてもやっぱり子どもに対して学校での対応ができないときは、早目に保護者にあるいは子どもに連絡を取って理解してもらう必要があろうかと思います。

さきほど言いましたように、9月3日に向けては何かもう日にちがない状態です。7月に入りますと、中学校では部活の試合が始まりますし、保護者面談が始まります。成績の締め切りがあります。そういった時期にはなかなかこういう細かな打ち合わせが時間的に確保しにくいというのは感じを持っております。

そうなりますと、6月中くらいにはそういういろんな調査をしていただかざるを得ないなというふうな気がするんですが、ちょっとさきほどのお話の中で、その辺出てきたかと思うんですが、ちょっと、この除去食対応で行くぞというふうな判断をするのは、ど

この誰がいつごろ集まってされるのか、もしそれがわかりましたら、教えていただきたいんですが、課長さん、何か予定がありましたらお願いします。

○議長（堀田 英雄君）

片平課長。

○学校教育課長（片平 慎一君）

ただいまの質問にお答えいたします。

食物アレルギーを有する生徒の把握及び対応についてでございますが、現在、各中学校から保護者に対しまして食物アレルギーの調査を行っているところでございます。

食物の除去を必要とする生徒につきましては、今月末に集約をする医師の診断書により、各学校で校長や栄養職員、給食担当者、保護者など関係者で協議し、8月上旬までには校長が判断し、該当の生徒に合わせた適切な対応を取りたいと考えています。

以上です。

○議員（4番 小林 信一君）

ありがとうございます。8月上旬までにはそういった——すいません。

○議長（堀田 英雄君）

小林信一君。

○議員（4番 小林 信一君）

8月上旬には、そういうふうな形が整うというふうなことですので、ぜひこれが日延べにならないようにやっていただきまして、とにかく保護者が大いなる期待を寄せております中学校の学校給食。これが9月3日からスタートしますように、そういうお願いをしまして、私の質問、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀田 英雄君）

この際、暫時休憩いたします。

午後3時52分休憩

.....

午後3時54分再開

○議長（堀田 英雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2．承認第5号

日程第3．承認第6号

日程第4．承認第7号

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第2、承認第5号から日程第4、承認第7号までの専決処分3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分3件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員(7番 田口 澄雄君)

承認第7号中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、日本共産党中間市会議員団を代表して、反対意見を申し述べます。

この改定案では、低所得者に対する一定の配慮が行われ、従前の保険税軽減対象者の幅が大きく改正をされています。このことは評価できます。

しかし一方で、保険税の最高限度額が今までの77万円から81万円へと一気に4万円も引き上げられたことには、賛同いたしかねます。確かに我が党は史上空前のぼろもうけを重ねている大企業や、円安株高の中で、大もうけを重ねている高額所得者等には応分の負担を求めています。

しかし、今回のこの改定案で影響を受けるのは、そうした一部の高額所得者も含まれますが、圧倒的多数はそうではない方々です。特に、中間市ではその特徴が大であります。国保の場合は平等割、均等割という応益課税と、所得割の応能課税の合算額で世帯課税されるという特徴を持っており、加入被保険者が多くなると低所得者でも限度額に達するという結果を生み出します。

また、借金等の返済のために家屋敷を売却する等の結果、限度額に達する方々がかなりの比重を占めています。このような中での今回の改定案は、高額所得者に対する応分の負担というより、一般の市民に対する重税という結果を特徴とするのではないのでしょうか。

この10年間を見ましても、2004年度50万円であった限度額が今回は81万円、実に10年間で31万円もの引き上げとなっているものであり、これではあまりにも異常すぎます。同様の生活実態の他の保険制度と比べても倍以上の負担となっています。

また、これを実施することにより税収効果を考えても、70世帯125万円の予想ということであり、効果薄と言わなければなりません。

以上のことから、この条例案の改定には反対をいたします。

以上であります。

○議長(堀田 英雄君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

これにて討論を終結いたします。これより、専決処分3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず承認第5号専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決いたします。本件については承認することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、承認第5号は承認することに決しました。

次に、承認第6号専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決いたします。本案については承認することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、よって、承認第6号は承認することに決しました。

次に、承認第7号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。

ただいま議題となっております承認第7号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(堀田 英雄君)

起立多数でございます。よって、承認第7号は原案どおり承認されました。

日程第5. 承認第8号

日程第6. 承認第9号

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第5、承認第8号及び日程第6、承認第9号の専決処分2件を一括議題いたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分2件は、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

討論なしと認めます。よって、専決処分2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず承認第8号専決処分を報告し承認を求めることについてを採決いたします。本案については承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、承認第8号は承認することに決しました。

次に、承認第9号、専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決いたします。本案については承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、承認第9号は承認することに決しました。

日程第7. 第26号議案

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第7、第26号議案平成26年度中間市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております第26号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第8. 第27号議案

日程第9. 第28号議案

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第8、第27号議案及び日程第9、第28号議案の条例改正2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております、条例改正2件は会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第 10. 第 29 号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 10、第 29 号議案消防救急無線デジタル設備及び高機能消防指令センター設備の購入についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております第 29 号議案は、会議規則第 37 条の第 1 項の規定により、所管の産業消防委員会に付託いたします。

日程第 11. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第 11、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 83 条の規定により、議長において宮下寛君及び下川俊秀君を指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時 01 分散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 宮 下 寛

議 員 下 川 俊 秀